

人 事 委 員 会 年 報

令 和 7 年 度

福 島 県 人 事 委 員 会

目 次

第 1	委員会運営関係業務	1
1	人事委員会の運営	1
(1)	人事委員会の委員	1
(2)	人事委員会の開催状況	1
第 2	総務関係業務	9
1	保有個人情報の開示等の状況	9
2	公文書の開示状況	9
3	条例案に対する意見の提出	10
4	総務関係規則等の制定・改廃状況	10
第 3	任用関係業務	11
1	職員採用候補者試験の状況	11
第 1 表	採用候補者試験の実施日程	11
第 2 表	採用候補者試験の実施結果	12
第 3 表	採用候補者試験の受験資格	14
2	採用選考の状況	16
第 4 表	令和 7 年度における採用選考の状況	17
3	募集広報活動等の状況	19
4	任用関係規則等の制定・改廃状況	20
第 4	給与関係業務	21
1	職員の給与等に関する報告及び勧告	21
2	給与関係規則の制定・改廃状況	33
第 5	勤務条件関係業務	36
1	勤務条件の実態	36
2	勤務条件関係規則の制定・改廃状況	46
第 6	労働基準監督関係業務	47
1	労働基準法による事業区分の決定	47
2	職権行使の実績	49
第 7	公平委員会受託業務	51

第 8	公平審査関係業務	52
1	勤務条件に関する措置の要求	52
2	不利益処分に関する審査請求	53
3	公平審査関係規則の制定・改廃状況	54
第 9	人事行政相談業務	55
1	人事行政相談業務の概要	55
2	人事行政相談の状況	55
第10	職員団体関係業務	56
1	職員団体の登録の状況	56
2	管理職員等の範囲を定める規則の改正	59
第11	そ の 他	62
1	事務局の組織及び分掌事務	62
2	諸会議の開催状況	63

第 1 委員会運営関係業務

1 人事委員会の運営

(1) 人事委員会の委員

人事委員会の委員長及び委員は、次のとおりである。

職 名	氏 名	就 任 年 月 日	備 考
委員長	ちば えつこ 千葉 悦子	平成30年 7月23日 委員就任 令和 4年 7月23日 委員再任 [委員長就任] 令和 7年 7月22日～現在	(現)福島大学名誉教授 (現)(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構副理事長兼福島県男女共生センター館長
委 員	おおみね ひとし 大峰 仁	令和元年 7月16日 委員就任 令和 5年 7月16日 委員再任	(現)弁護士
委 員	きし としえ 岸 敏恵	令和 7年 7月20日 委員就任	(現)会社役員

(2) 人事委員会の開催状況

人事委員会の開催回数は 27 回(定例会 21 回、臨時会 6 回)で、その審議事項等は次のとおりである。

なお、人事委員会会議規則を改正し、平成 30 年 3 月 14 日の人事委員会から、会議を原則公開する取り扱いとしている。

ア 総 括

(単位:件)

議 案 件 数						協 議	報 告	その他	計
規則の 制定・ 改廃	試験・ 採用	公 平 審 査	条例案に 対する 意見	その他	小 計				
27	39	9	4	8	87	7	19	26	139

イ 審議内容

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
7.4.16	第 1 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 不利益処分についての審査請求に係る審理委員の指名について 第 2 号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について 第 3 号 選考により採用する職について 第 4 号 令和 7 年度に実施する県職員(大学卒程度、資格免許職、高校卒程度)・市町村立学校職員採用候補者試験の試験種目及び教養試験・専門試験の出題分野について (報 告) 1 人事行政相談の実績等について 2 令和 7 年度福島県警察官(警察官 A(第 1 回)・警察官 B(第 1 回)採用候補者試験の受験申込状況について 3 令和 7 年職種別民間給与実態調査の概要について (その他) 1 令和 6 年度福島県職員等採用候補者試験合格者の採用状況について
7.4.22	第 2 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 令和 7 年度福島県職員(大学卒程度(先行実施枠))採用候補者試験第 1 次試験の合格者の決定について (その他) 1 委員会等の開催日程について
7.5.22	第 3 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 職員の退職管理に関する規則の一部改正について 第 2 号 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 第 3 号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について 第 4 号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について (報 告) 1 解雇予告除外認定の専決処理について 2 公益的法人等への職員の派遣等の実績について 3 令和 7 年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験の受験申込状況について (その他) 1 委員会等の開催日程について
7.6.3	第 4 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 令和 7 年度福島県警察官(警察官 A)採用候補者試験(第 1 回)第 1 次試験の合格者の決定について 第 2 号 令和 7 年度福島県警察官(警察官 B)採用候補者試験(第 1 回)第 1 次試験の合格者の決定について

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
7.6.10	第 5 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 令和 7 年度福島県職員（大学卒程度（先行実施枠））採用候補者試験の合格者の決定について
7.6.17	第 6 回 臨 時 会	(議 案) 第 1 号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について (その他) 1 委員会等の開催日程について
7.6.24	第 7 回 臨 時 会	(議 案) 第 1 号 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 第 2 号 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部改正について 第 3 号 令和 7 年度福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験第 1 次試験の合格者の決定について 第 4 号 職員の採用選考について (報 告) 1 定年に達した職員に係る勤務延長の状況について 2 異動期間の延長の状況について
7.7.2	第 8 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 令和 7 年度福島県職員（職務経験者）採用候補者試験において実施する区分試験並びに第 1 次試験種目及び第 2 次試験種目について 第 2 号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について 第 3 号 不利益処分についての審査請求の却下について
7.7.22	第 9 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 委員長の選挙について 第 2 号 委員長職務代理者の指定について (報 告) 1 定年前再任用及び暫定再任用の状況について (その他) 1 委員会等の開催日程について

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
7.8.8	第10回 定例会	(議 案) 第1号 職員の育児休業等に関する規則の一部改正について 第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について 第3号 管理職手当の支給額について 第4号 令和7年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第1回)の合格者の決定について 第5号 令和7年度福島県警察官(警察官B)採用候補者試験(第1回)の合格者の決定について 第6号 令和7年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験の合格者の決定について (協 議) 1 令和7年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(特別募集)の実施について (その他) 1 職員団体等からの申し入れについて(福島県市町村教育委員会連絡協議会) 2 令和7年人事院勧告等の概要について 3 令和7年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議について 4 委員会等の開催日程について
7.9.9	第11回 定例会	(議 案) 第1号 令和7年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(特別募集)の実施について (協 議) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について (報 告) 1 令和7年度福島県職員等採用候補者試験の受験申込状況について (その他) 1 職員団体等からの申し入れについて(福島県獣医師会)
7.9.16	第12回 定例会	(議 案) 第1号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について (協 議) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について (その他) 1 職員団体等からの申し入れについて(福島県小学校長会・福島県中学校長会、福島県公務員労働組合共闘会議)

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
7.9.26	第13回臨時会	(協 議) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 職員の給与等に関する報告及び勧告に係る委員長談話について (その他) 1 職員団体等からの申し入れについて(福島県高等学校教職員組合、福島県公務労組連絡会) 2 委員会等の開催日程について
7.10.2	第14回定例会	(議 案) 第1号 職員の給与等に関する報告及び勧告について 第2号 職員の給与等に関する報告及び勧告に係る委員長談話について
7.10.6	第15回定例会	(議 案) 第1号 令和7年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について 第2号 令和7年度福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について 第3号 令和7年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について 第4号 令和7年度福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について 第5号 令和7年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第2回)第1次試験の合格者の決定について 第6号 令和7年度福島県警察官(警察官B)採用候補者試験(第2回)第1次試験の合格者の決定について (報 告) 1 令和7年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(特別募集)の受験申込状況について
7.10.20	第16回臨時会	(議 案) 第1号 令和7年度福島県職員(職務経験者)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について (その他) 1 委員会等の開催日程について

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
7.11.5	第17回 定例会	(議 案) 第1号 令和7年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(特別募集)第1次試験の合格者の決定について 第2号 不利益処分についての審査請求の受理について 第3号 不利益処分についての審査請求に係る審理委員の指名について 第4号 解雇予告除外認定について (報 告) 1 令和7年度勤務条件実態調査の結果について (その他) 1 人事委員会勧告の全国状況について 2 令和7年度委員公所調査の訪問先等について
7.11.11	第18回 定例会	(議 案) 第1号 令和7年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験の合格者の決定について 第2号 令和7年度福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験の合格者の決定について 第3号 令和7年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験の合格者の決定について 第4号 令和7年度福島県市町村立学校事務職員採用候補者試験の合格者の決定について (その他) 1 委員会等の開催日程について
7.12.3	第19回 定例会	(議 案) 第1号 令和7年度福島県職員(職務経験者)採用候補者試験の合格者の決定について 第2号 令和7年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第2回)の合格者の決定について 第3号 令和7年度福島県警察官(警察官B)採用候補者試験(第2回)の合格者の決定について (協 議) 1 試験制度の見直しについて
7.12.9	第20回 定例会	(議 案) 第1号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について 第2号 令和7年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(特別募集)の合格者の決定について 第3号 不利益処分についての審査請求の受理について 第4号 不利益処分についての審査請求に係る審理委員の指名について (協 議) 1 試験制度の見直しについて

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
7.12.12	第21回臨時会	(議 案) 第1号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について 第2号 試験制度の見直しについて 第3号 勤務条件に関する措置要求の受理について 第4号 勤務条件に関する措置要求に係る審理委員の指名について (報 告) 1 福島県教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画について
7.12.23	第22回臨時会	(議 案) 第1号 職員の給与の支給に関する規則等の一部改正について 第2号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部改正について 第3号 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について 第4号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について 第5号 宿日直手当額の改定について 第6号 解雇予告除外認定について (報 告) 1 勤務条件に関する措置要求の取下げについて (その他) 1 委員会等の開催日程について
8.1.29	第23回定例会	(議 案) 第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について 第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について 第3号 職員の育児休業等に関する規則の一部改正について 第4号 職員の採用試験に関する規則の一部改正について 第5号 令和8年度福島県職員等採用候補者試験の実施について 第6号 職員の採用選考について 第7号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について 第8号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について 第9号 人事行政相談に関する規則の一部改正について (その他) 1 合否判定基準について 2 令和8年度事業計画について 3 委員会等の開催日程について

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
8. 2. 16	第 2 4 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 職員の退職管理に関する規則の一部改正について 第 2 号 令和 8 年度に実施する県職員（大学卒程度（先行実施枠））採用候補者試験の試験種目及び専門試験の出題分野について 第 3 号 令和 8 年度に実施する警察官採用候補者試験の試験種目及び教養試験の出題分野について 第 4 号 勤務延長の期限の延長承認について 第 5 号 異動期間延長の期限の延長承認について (報 告) 1 解雇予告除外認定の専決処理について
8. 2. 25	第 2 5 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 職員の採用選考について (その他) 1 委員会等の開催日程について
8. 3. 12	第 2 6 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 職員の採用選考について (その他) 1 1 次合格決定適正倍率の見直しについて 2 公開・非公開の判断に係る参考基準について
8. 3. 27	第 2 7 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 福島県人事委員会聴聞規則の一部改正について 第 2 号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について 第 3 号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について 第 4 号 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について 第 5 号 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について 第 6 号 職員の採用選考について 第 7 号 特地勤務手当等に係る支給対象現場事務所について (報 告) 1 不利益処分についての審査請求の取下げについて 2 令和 7 年度労働基準監督機関としての臨検の実施結果について 3 令和 8 年度福島県職員（大学卒程度（先行実施枠））採用候補者試験の受験申込状況について 4 職員の採用選考について (その他) 1 初任給決定等に係る人事院規則の改正に伴う本県の対応について 2 委員会等の開催日程について

第2 総務関係業務

1 保有個人情報の開示等の状況

(1) 保有個人情報の開示の状況

令和7年度は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第82条第1項の規定に基づく保有個人情報の開示請求はなかった。

(2) 受験者本人への成績提供の状況

個人情報保護法第69条第2項第1号の規定に基づき、令和7年度に行った受験者本人への成績提供の状況は以下のとおりである。

試験区分	第1次試験				第2次試験				合計		
	提供期間	対象者	提供件数	提供率%	提供期間	対象者	提供件数	提供率%	対象者	提供件数	提供率%
大学卒程度	7.6.25～	53	1	1.9	7.8.12～	204	80	39.2	257	81	31.5
うち行政事務	7.7.24	28	1	3.6	7.9.11	150	64	42.7	178	65	36.5
大卒(先行)	7.4.23～	136	5	3.7	7.6.11～	173	73	42.2	309	78	25.2
うち行政事務	7.5.22	126	5	4.0	7.7.10	100	56	56.0	226	61	27.0
大学卒程度(第2回)	7.11.6～				7.12.10～						
	7.12.5	5	0	0.0	8.1.9	21	1	4.8	26	1	3.8
資格免許職	7.10.7～				7.11.12～						
	7.11.6	5	0	0.0	7.12.11	4	0	0.0	9	0	0.0
高校卒程度	7.10.7～	45	5	11.1	7.11.12～	45	14	31.1	90	19	21.1
うち行政事務	7.11.6	43	5	11.6	7.12.11	24	8	33.3	67	13	19.4
職務経験者	7.10.21～				7.12.4～						
	7.11.4	146	21	14.4	8.1.5	68	15	22.1	214	36	16.8
警察官A(第1回)	7.6.4～7.7.3(但し、共同試験受験者は8.1.5～8.2.4)	11	0	0.0	7.8.12～						
					7.9.11	97	28	28.9	108	28	25.9
警察官A(第2回)	7.10.7～				7.12.4～						
	7.11.6	1	0	0.0	8.1.5	21	5	23.8	22	5	22.7
警察官B(第1回)	7.6.4～				7.8.12～						
	7.7.3	50	1	2.0	7.9.11	88	14	15.9	138	15	10.9
警察官B(第2回)	7.10.7～7.11.6(但し、共同試験受験者は8.3.16～8.4.15)	12	0	0.0	7.12.4～						
					8.1.5	81	26	32.1	93	26	28.0
学校栄養	7.10.7～				7.11.12～						
	7.11.6	11	1	9.1	7.12.11	4	1	25.0	15	2	13.3
学校事務	7.10.7～				7.11.12～						
	7.11.6	11	0	0.0	7.12.11	19	7	36.8	30	7	23.3
合計		436	33	7.6		737	250	33.9	1,311	298	22.7

2 公文書の開示状況

福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第12条第1項の規定に基づき、令和7年度に行った公文書の開示状況は、次のとおりである。

開示決定日	決定内容	不開示の理由
7.11.19	不開示	文書を保有していないため。

3 条例案に対する意見の提出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、令和7年度中に、県議会から意見を求められた条例案及び当該条例案に対する本委員会の意見の内容は、次のとおりである。

意見提出年月日	条 例 案	意 見 の 内 容
7. 6. 17	議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 議案第11号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
7. 9. 16	議案第6号 福島県旅費条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
7. 12. 9	議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 議案第13号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 議案第15号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 議案第16号 福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 議案第27号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
7. 12. 12	議案第55号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第57号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 議案第58号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第59号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第60号 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 議案第61号 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。

4 総務関係規則等の制定・改廃状況

令和7年度中は総務関係の人事委員会規則の制定・改廃はなかった。

第3 任用関係業務

1 職員採用候補者試験の状況

令和7年度の職員採用候補者試験（以下「試験」という。）においては、「大学卒程度」試験の2区分試験、「資格免許職」試験の1区分試験、「高校卒程度」試験の4区分試験、「職務経験者」試験の7区分試験、「市町村立学校栄養職員」試験、「市町村立学校事務職員」試験、「警察官A」（第1回）試験の2区分試験、「警察官A」（第2回）試験の2区分試験、「警察官B」（第1回）試験の2区分試験、「警察官B」（第2回）試験の2区分試験を実施した。

その結果、全試験を通じて50区分の試験を実施し、受験申込者総数は1,865名（令和6年度1,887名）、受験者総数は1,448名（令和6年度1,506名）となった。

試験の種類・区分試験ごとの実施状況は、第1表～第3表のとおりである。

第1表 採用候補者試験の実施日程

	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
大 学 卒 程 度	4月17日	4月17日～5月16日	6月15日	7月3日～10日 7月24日～7月31日	8月12日
大学卒程度（先行実施枠）	2月17日	3月3日～3月24日	4月13日	5月8日～13日 5月14日～21日 5月26日～28日	6月11日
大学卒程度（第2回）	9月10日	9月10日～9月30日	10月19日	11月26日 11月28日	12月10日
資 格 免 許 職	4月17日	7月22日～8月22日	9月28日	10月15日～17日 10月30日～11月4日	11月12日
高 校 卒 程 度	4月17日	7月22日～8月22日	9月28日	10月15日～17日 10月30日～11月4日	11月12日
職 務 経 験 者	7月11日	7月22日～8月22日	9月9日～9月28日	11月8日～9日	12月4日
警 察 官 A （ 第 1 回 ）	2月17日	3月3日～4月4日	5月18日	6月27日～7月2日	8月12日
警 察 官 A （ 第 2 回 ）	4月17日	7月22日～8月22日	9月21日	10月26日～31日	12月4日
警 察 官 B （ 第 1 回 ）	2月17日	3月3日～4月4日	5月18日	6月25日～7月2日	8月12日
警 察 官 B （ 第 2 回 ）	4月17日	7月22日～8月22日	9月21日	10月26日～29日	12月4日
市町村立学校栄養職員	4月17日	7月22日～8月22日	9月28日	10月15日～17日 10月30日～11月4日	11月12日
市町村立学校事務職員	4月17日	7月22日～8月22日	9月28日	10月15日～17日 10月30日～11月4日	11月12日

第2表 採用候補者試験の実施結果

試験区分		事項	採用予 定人員 (名程度)	申込 者数 (名) a	第 1 次試験			第 2 次試験		競争 倍率 (倍) b/c	前年度の状況		採用者数 (名) (8.4.1現在)		
					受験者数 (名) b	受験率 (%) b/a	合格者数 (名)	受験者数 (名)	合格者数 (名) c		合格 者数 (名)	競争 倍率 (倍)			
大学卒程度	6月試験	行政事務	90	297	191 (58)	64.3	163 (51)	151 (48)	116 (41)	1.6	157	1.6	90 (29)		
		警察事務	8	22	17 (11)	77.3	14 (8)	12 (8)	5 (5)	3.4	10	3.2	5 (5)		
		農業	7	31	13 (4)	41.9	9 (2)	9 (2)	6 (1)	2.2	20	1.4	6 (1)		
		農業土木	8	6	3 (0)	50.0	3 (0)	3 (0)	1 (0)	3.0	4	2.0	1 (0)		
		林業	18	7	2 (1)	28.6	2 (1)	1 (0)	1 (0)	2.0	4	2.0	1 (0)		
		土木	9	8	2 (0)	25.0	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2.0	6	1.0	1 (0)		
		建築	1	5	2 (2)	40.0	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2.0	2	2.0	1 (1)		
		化学	7	9	6 (2)	66.7	4 (2)	3 (2)	1 (1)	6.0	9	1.3	1 (1)		
		農芸化学	4	4	4 (3)	100.0	4 (3)	4 (3)	4 (3)	1.0	7	1.9	4 (3)		
		薬学	5	4	4 (1)	100.0	2 (0)	2 (0)	0 (0)	—	3	1.7	0 (0)		
		畜産	7	7	2 (2)	28.6	2 (2)	2 (2)	2 (2)	1.0	5	1.4	1 (1)		
		水産	2	3	3 (2)	100.0	3 (2)	2 (2)	2 (2)	1.5	5	1.8	2 (2)		
		機械	4	1	0 (0)	0.0	—	—	—	—	1	2.0	—	—	
		心理	6	13	13 (9)	100.0	8 (5)	7 (5)	5 (4)	2.6	8	2.0	4 (3)		
		福祉	2	17	15 (9)	88.2	8 (5)	8 (5)	2 (2)	7.5	8	1.6	1 (1)		
		(小計)	178	434	277 (104)	63.8	224 (82)	206 (78)	147 (62)	1.9	249	1.6	118 (47)		
	先行実施枠	行政事務	35	256	234 (119)	91.4	108 (49)	101 (46)	64 (35)	3.7	41	8.0	39 (20)		
		農業	10	47	36 (13)	76.6	33 (13)	33 (13)	16 (9)	2.3	—	—	9 (5)		
		農業土木	6	6	5 (2)	83.3	5 (2)	4 (1)	4 (1)	1.3	—	—	3 (0)		
		林業	8	11	10 (6)	90.9	7 (6)	7 (6)	7 (6)	1.4	—	—	2 (2)		
		土木	15	22	18 (3)	81.8	15 (2)	14 (2)	11 (2)	1.6	12	1.7	6 (1)		
		建築	3	7	6 (1)	85.7	5 (1)	4 (1)	4 (1)	1.5	—	—	3 (1)		
		畜産	3	12	11 (7)	91.7	11 (7)	11 (7)	10 (6)	1.1	—	—	6 (4)		
		(小計)	80	361	320 (151)	88.6	184 (80)	174 (76)	116 (60)	2.8	53	6.6	68 (33)		
	第2回	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1.0	—	—
		農業土木	12	8	5 (0)	62.5	4 (0)	3 (0)	1 (0)	5.0	1	3.0	1 (0)	—	—
		林業	18	5	3 (0)	60.0	3 (0)	3 (0)	2 (0)	1.5	0	—	2 (0)	—	—
		土木	12	15	10 (1)	66.7	7 (1)	6 (1)	6 (1)	1.7	5	1.8	5 (0)	—	—
		建築	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		化学	7	9	7 (0)	77.8	7 (0)	6 (0)	5 (0)	1.4	1	5.0	3 (1)	—	—
		薬学	5	4	3 (1)	75.0	2 (1)	1 (0)	1 (0)	3.0	—	—	0 (0)	—	—
		畜産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		機械	4	6	2 (0)	33.3	2 (0)	2 (0)	2 (0)	1.0	—	—	2 (0)	—	—
		心理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3.0	—	—
		福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—
		(小計)	58	47	30 (2)	63.8	25 (2)	21 (1)	17 (1)	1.8	9	3.1	13 (1)	—	—
	(大学卒程度 計)	316	842	627 (257)	74.5	433 (164)	401 (155)	280 (123)	2.2	311	2.5	199 (81)	—	—	
資格免許職	司書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	栄養士	1	13	9 (9)	69.2	4 (4)	4 (4)	2 (1)	4.5	1	6.0	1 (1)	—	—	
	(小計)	1	13	9 (9)	69.2	4 (4)	4 (4)	2 (1)	4.5	1	6.0	1 (1)	—	—	
高校卒程度	行政事務	14	82	78 (31)	95.1	35 (14)	25 (10)	22 (10)	3.5	25	2.1	15 (6)	—	—	
	警察事務	8	33	25 (16)	75.8	24 (15)	22 (14)	11 (6)	2.3	10	4.2	7 (4)	—	—	
	農業土木	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	土木	2	2	1 (0)	50.0	0 (0)	—	—	—	—	4	1.8	—	—	
	(小計)	25	117	104 (47)	88.9	59 (29)	47 (24)	33 (16)	3.2	39	2.6	22 (10)	—	—	
職務経験者	行政事務	10	191	178 (53)	93.2	39 (9)	36 (8)	26 (6)	6.8	15	7.9	21 (5)	—	—	
	農業	1	20	19 (2)	95.0	15 (1)	14 (1)	5 (0)	3.8	9	1.6	5 (0)	—	—	
	農業土木	3	1	1 (0)	100.0	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1.0	1	2.0	0 (0)	—	—	
	林業	5	6	6 (1)	100.0	5 (1)	4 (1)	2 (1)	3.0	1	8.0	2 (1)	—	—	
	土木	5	14	13 (0)	92.9	11 (0)	11 (0)	3 (0)	4.3	4	1.3	2 (0)	—	—	
	建築	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1.0	—	—	
	薬学	1	1	1 (1)	100.0	1 (1)	0 (0)	0 (0)	—	0	—	—	—	—	
	心理	1	2	2 (2)	100.0	2 (2)	2 (2)	2 (2)	1.0	4	2.5	2 (2)	—	—	
	(小計)	26	235	220 (59)	93.6	74 (14)	68 (12)	39 (9)	5.6	37	4.4	32 (8)	—	—	
県職員合計		368	1,207	960 (372)	79.5	570 (211)	520 (195)	354 (149)	2.7	388	2.7	254 (100)	—	—	

試験区分			事項	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (名) a	第1次試験			第2次試験		競争倍率 (倍) b/c	前年度の状況		採用者数 (名) (8.4.1現在)
						受験者数 (名) b	受験率 (%) b/a	合格者数 (名)	受験者数 (名)	合格者数 (名) c		合格者数 (名)	競争倍率 (倍)	
警察官	(第1回) 警察官A	男性・一般	45	154	107	69.5	98	78	32	3.3	47	3.3	12	
		女性・一般	10	42	28 (28)	66.7	26 (26)	20 (20)	9 (9)	3.1	17	3.1	1 (1)	
		(小計)	55	196	135 (28)	68.9	124 (26)	98 (20)	41 (9)	3.3	64	3.2	13 (1)	
	(第2回) 警察官A	男性・一般	5	29	18	62.1	17	16	5	3.6	6	3.0	5	-
		女性・一般	3	12	6 (6)	50.0	6 (6)	5 (5)	3 (3)	2.0	4	1.8	3 (3)	
		(小計)	8	41	24 (6)	58.5	23 (6)	21 (5)	8 (3)	3.0	10	2.5	8 (3)	
	(第1回) 警察官B	男性・一般	20	177	120	67.8	91	68	28	4.3	-	-	13	-
		女性・一般	7	67	54 (54)	80.6	33 (33)	20 (20)	8 (8)	6.8	-	-	5 (5)	
		(小計)	27	244	174 (54)	71.3	124 (33)	88 (20)	36 (8)	4.8	-	-	18 (5)	
	(第2回) 警察官B	男性・一般	45	90	77	85.6	69	63	33	2.3	48	2.4	28	-
		女性・一般	10	32	27 (27)	84.4	19 (19)	18 (18)	9 (9)	3.0	19	2.2	7 (7)	
		(小計)	55	122	104 (27)	85.2	88 (19)	81 (18)	42 (9)	2.5	67	2.3	35 (7)	
	警察官合計			145	603	437 (115)	72.5	359 (84)	288 (63)	127 (29)	3.4	141	2.7	74 (16)
市町村立学校栄養			1	16	15 (15)	93.8	4 (4)	4 (4)	1 (1)	15.0	1	13.0	1 (1)	
市町村立学校事務			9	39	36 (21)	92.3	25 (14)	20 (9)	12 (8)	3.0	20	2.6	8 (6)	
(総 合 計)			523	1,865	1,448 (523)	77.6	958 (313)	832 (271)	494 (187)	2.9	550	2.7	337 (123)	

注 表中の () 内の数字は、女性の内数。

第3表 採用候補者試験の受験資格

		受 験 資 格
大 学 卒 程 度	行 政 事 務 警 察 業 士 農 業 土 木 農 林 業 木 築 土 建 化 学 産 畜 水 産 産 械	次のいずれかに該当する人 1 平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 2 平成16年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 (1) 大学を卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人 (2) 人事委員会が(1)に該当する人と同等の資格があると認める人
	農 芸 化 学	次のいずれかに該当する人 1 平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかに該当する人 (1) 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（大学におけるものに限る。平成27年4月1日前に厚生労働大臣の登録を受けた養成施設を含む。）において、所定の課程を修めて卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人 (2) 大学において、畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人 (3) 人事委員会が(1)又は(2)に該当する人と同等の資格があると認める人 2 平成16年4月2日以降に生まれた人で、1の(1)又は(2)に該当する人
	薬 学	薬剤師の免許を有する人又は取得見込みの人で、次のいずれかに該当する人 1 平成2年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人 2 平成14年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 (1) 大学を卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人 (2) 人事委員会が(1)に該当する人と同等の資格があると認める人
	心 理	平成2年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 1 大学において心理学を専修する学科を修めて卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人 2 人事委員会が1に相当すると認める課程を修めて卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人 3 公認心理師の資格を有する人又は取得見込みの人
	福 祉	平成2年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 1 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人 2 都道府県知事が指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人 3 都道府県知事が指定する講習会の課程を修了した人又は令和8年3月末日までに修了見込みの人 4 人事委員会が1、2又は3に該当する人と同等の資格があると認める人

				受 験 資 格
大学卒業程度（先行実施枠）	行政事務 農業土木 農林土建畜 業木業木 産産産産			次のいずれかに該当する人 1 平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 2 平成16年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 (1) 大学を卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人 (2) 人事委員会が(1)に該当する人と同等の資格があると認める人
資格免許職	栄 養 士			平成10年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で、栄養士の免許を有する人又は取得見込みの人
高校卒業程度	行政事務 警察土木 警農土木			平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人（大学を卒業した人又は令和8年3月末日までに大学を卒業見込みの人を除く。）
職務経験者	行政事務 農業土木 農林土木			次のすべての要件を満たす人 1 昭和39年4月2日以降に生まれた人 2 職務経験を5年以上(令和7年7月末日時点)有する人
	薬 学			次のすべての要件を満たす人 1 昭和39年4月2日以降に生まれた人 2 職務経験を5年以上(令和7年7月末日時点)有する人 3 薬剤師の免許を有する人
	心 理			次のすべての要件を満たす人 1 昭和39年4月2日以降に生まれた人 2 職務経験を5年以上(令和7年7月末日時点)有する人 3 公認心理師の資格を有する人
警察官	警察官A(男性・一般) 警察官A(女性・一般)			平成4年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業した人若しくは令和8年3月末日までに卒業見込みの人又は人事委員会がこれらの人と同等の資格があると認める人
	警察官B(男性・一般) 警察官B(女性・一般)			平成4年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人（大学を卒業した人若しくは令和8年3月末日までに卒業見込みの人又は人事委員会がこれらの人と同等の資格があると認める人を除く。）
市町村立学校 栄養職員				平成10年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で、栄養士の免許を有する人又は取得見込みの人
市町村立学校 事務職員				平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人（大学を卒業した人又は令和8年3月末日までに大学を卒業見込みの人を除く。）

2 採用選考の状況

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考による採用ができることとされている（同法第17条の2第1項）。本県では、職員の任用に関する規則（平成28年福島県人事委員会規則第16号。以下「任用規則」という。）で試験を行っても十分な競争者が得られない場合等について、選考による採用を認めている（任用規則第18条）。

令和7年度中の採用選考請求について、人事委員会が合格と認めた状況は、第4表のとおりである。

第4表 令和7年度における採用選考の状況

給料表	任命権者 標準的な職	知事	教育 委員会	警察 本部	その他	計
行政職	部（局）長	1				1
	部（局）次長（参事）	1				1
	課長	7	7			14
	副課長					
	主任主査（課長補佐）	2		1		3
	主査（係長）	1	2			3
	上級係員	7	1		1	9
	係員	29	2	2	2	35
	計	48	12	3	3	66
公安職	警視			3		3
	警部			8		8
	警部補			7		7
	巡査部長			5		5
	巡査			4		4
	計			27		27
研究職	部次長					
	課長					
	副課長					
	主任主査					
	主査					
	上級係員					
	係員	2				2
	計	2				2

給料表	任命権者 標準的な職	知事	教育 委員会	警察 本部	その他	計
医療職 (一)	部次長					
	課長					
	副課長					
	主任主査				1	1
	主査	1			15	16
	係員				1	1
	計	1			17	18
医療職 (二)	課長					
	副課長					
	主任主査					
	主査					
	上級係員	2				2
	係員	1				1
	計	3				3
医療職 (三)	課長					
	副課長					
	主任主査					
	主査					
	上級係員	3			7	10
	係員	7			4	11
	計	10			11	21
事務職	主任主査					
	主査					
	上級係員					
	係員					
	計					
医療職	主査					
	上級係員					
	係員					
	計					
教育職	主任主査		2			2
	主査		22			22
	計		24			24
合計		64	36	30	31	161

※ 給料表欄の「行政職」には企業行政職、病院行政職、「医療職
(一)～(三)」には病院医療職(1)～(3)がそれぞれ含まれる。

3 募集広報活動等の状況

優秀な人材の確保を図るとともに、受験対象者等に対するきめ細かな情報の提供を行うための募集広報活動を実施した。

(1) 総合案内パンフレット及びポスターの作成

試験実施の周知徹底を図るほか、受験者の求める情報を的確に提供するため、総合案内リーフレット（4,000部）を作成し、各大学・高校等に配布するとともに、事務局、地方振興局、県外事務所等において随時配布した。

(2) 試験制度説明会等の実施

ア 「県職員（大学卒程度）採用試験説明会」、「県職員（資格免許職・高校卒程度）・警察官等採用試験説明会」及び「県職員（職務経験者）採用試験説明会」をオンラインで開催した。（3回、参加者298名）

イ 就職活動を開始したばかりの大学3年生等を対象に、福島県職員の仕事の様子や雰囲気を経験し、理解を深めてもらい、将来の就職先の選択肢として志望意欲を高める目的で、福島県職員の業務の概要や若手職員の体験談の説明、県庁見学等を内容とした「福島県職員セミナー」を対面及びオンラインで開催した。（1回、参加者80名）

ウ 「福島県職員ウィンターセミナー」をオンライン形式で開催し、県職員の職務内容等についての説明を行った。（3回、参加者28名）

エ 県が行う事業や課題解決に対する取組について、事業立案におけるプロセスを交えた仕事紹介を行い、参加者との対話や参加者同士のディスカッションができる説明会「福島県庁ジョブトーク」を対面及びオンラインで開催した。（3回、参加者15名）

オ 技術職の業務内容等について理解を深めてもらうため、技術職員との個別相談を行う「技術職ナビゲーター面談」を対面・オンラインのいずれでも可能な形式で実施した。（参加者28名）

カ 福島大学で、職務内容等に関する説明会を対面で開催した。（参加者128名）

キ 県内外の大学等の合同説明会等（対面又はオンライン）に参加し、採用試験や職務内容等に関する説明を行った。（延べ12校、参加者253名）

(3) 合同説明会や就職ポータルサイト等を活用した広報

多様で有為な人材を確保するため、民間企業等主催の合同企業説明会に参加して、志望者に試験制度等の説明を行った。（14回、参加者199名）

また、民間企業が開設している就職ポータルサイトへの情報掲載したほか、民間企業が提供している求人プラットフォームを活用し、求人情報を全国の大学等へオンライン配信した。

(4) その他の採用試験の広報

ア 県広報誌、ホームページへの掲載

イ SNS（X、Youtube）を活用した広報

ウ テレビ、新聞等による広報

エ スーパー等へのチラシ配置

オ SNS（Instagram）を活用した広告の投稿

4 任用関係規則等の制定・改廃状況

令和7年度中に公布された任用関係の人事委員会規則等は、次のとおりである。

(1) 規 則

○ 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番 号	適用年月日	制 定 又 は 改 廃 の 概 要
8. 2. 3	第1号	8. 2. 3	○ 福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験の先行実施枠の各区分における受験資格を改めた。 ○ 福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験に「警察事務（先行実施枠）、化学（先行実施枠）」の区分試験を追加した。 ○ 福島県職員（高校卒程度）採用候補者試験に「林業」を追加した。 ○ 福島県警察官採用候補者試験の受験資格を改めた。

第4 給与関係業務

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、令和7年10月10日、議会及び知事に対して、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告したが、その概要は次のとおりである。

報 告

I 人事委員会による報告・勧告制度の概要

人事委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等を確保するためのものである。

II 職員の給与

職員の給与は、生計費や国・他の地方公共団体の職員及び民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされており、これらに関する本年の状況及び職員の給与改定等に関する検討結果は、次のとおりである。

1 職員給与の状況

本委員会は「令和7年職員給与実態調査」を実施し、職員の給与の支給状況について調査を行った。

調査対象職員の総数は、本年4月1日現在22,209人であり、うち行政職給料表が適用される職員数は5,313人（23.9%）である。また、職員の平均給与月額が404,613円（平均年齢42.7歳）であり、うち行政職給料表が適用される職員の平均給与月額は372,492円（平均年齢41.2歳）である。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、本年も人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の870の民間事業所（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した174事業所を対象に「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者及び教員、医師等について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所において昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給（ボーナス）についても調査を実施した。

なお、後記3のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和7年の職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

(2) 調査の実施結果

主な調査結果は次のとおりである。

ア 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は73.1%（昨年64.3%）となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は97.7

%（昨年86.2%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は39.5%（同36.6%）、減額となっている事業所の割合は7.2%（同1.5%）となっている。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で66.6%（昨年54.3%）、高校卒で66.5%（同54.8%）となっている。そのうち初任給が増額となっている事業所は、大学卒で85.9%（同75.3%）、高校卒で80.9%（同77.5%）、初任給が据置きとなっている事業所は、大学卒で14.1%（同24.7%）、高校卒で19.1%（同22.5%）となっている。

3 職員給与と民間給与との比較方法の見直し

後記6(1)アのとおり、人事院は本年の官民給与の比較において、「人事行政諮問会議」の最終提言の内容、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争の状況等を踏まえ、官民比較方法の見直しを行ったところである。

職員給与と民間給与との比較にあたっては、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とする観点が求められることから、人事院の官民給与の比較方法の見直しを踏まえ、本県においても公民給与の比較方法を次のとおり見直すこととする。

- (1) 月例給の比較対象企業規模を、従来の「50人以上」から「100人以上」に変更する。
- (2) 月例給の比較対象企業規模を100人以上とすることとの整合性を考慮し、特別給の公民比較においても、企業規模100人以上の民間企業を比較対象とする。

4 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本年の「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用者、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢など給与決定要素を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、職員の給与が民間給与を11,165円（2.97%）下回った。

(2) 特別給

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）と民間における昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給（ボーナス）との比較を行った。

その結果、民間のボーナスの年間支給割合は、所定内給与月額4.65月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.60月分）が民間の特別給を0.05月分下回った。

5 物価及び生計費

本年4月時点の民間における物価等の動向は次のとおりであり、こうした状況の下で本年の民間給与の改定が行われているものと考えられる。

特に、物価については、原材料価格や燃料価格の上昇、円安の影響などにより、継続して上昇していることから、引き続き状況を注視していく必要がある。

(1) 物価

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べて全国で3.6%、福島市で3.1%増加している。

(2) 生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における福島市の標準生計費は、次のとおりである。

1人	2人	3人	4人	5人
129,700円	174,330円	201,260円	228,180円	255,110円

6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与、公務員人事管理に関する報告を行うとともに、給与の改定に関する勧告を行った。そのうち、給与に関する報告及び勧告の概要は次のとおりである。

(1) 民間給与との比較による給与改定

ア 官民給与の比較方法の見直し

㊦ 月例給の比較対象企業規模

月例給の官民比較において、これまで企業規模50人以上の民間企業の従業員を比較対象としていたところ、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争の状況等を踏まえ、比較対象とする企業規模を「50人以上」から「100人以上」とすることとした。

㊧ 比較における対応関係

官民比較の対応関係において、これまで本府省に勤務する職員は東京都特別区の企業規模500人以上の本店事業所の従業員と対応させていたところ、近年本府省業務の特殊性・困難性が一層高まっている状況等を踏まえ、当該職員は東京都特別区の企業規模1,000人以上の本店事業所の従業員と対応させることとした。

㊨ 特別給の比較方法

月例給の比較対象企業規模を100人以上とすることとの整合性を考慮し、特別給の官民比較においても企業規模100人以上の民間企業を比較対象とすることとした。

イ 月例給

㊦ 前記6(1)ア㊦及び㊧の見直しを行った結果、月例給については、本年4月分の国家公務員の給与が民間給与を15,014円(3.62%)下回っていることから、基本的な給与である俸給を引き上げるとともに、後記6(2)アのとおり本府省業務調整手当を見直すこととした。

なお、民間給与との較差について、前記6(1)ア㊦及び㊧の見直しをいずれも行わなかった場合は10,361円(2.50%)、前記6(1)ア㊦の見直しのみを行い前記6(1)ア㊧の見直しを行わなかった場合は11,891円(2.87%)であった。

㊨ 俸給の引上げは、人材確保の観点等を踏まえ、大卒者に係る初任給について12,000円、高卒者に係る初任給について12,300円引き上げることとした。

また、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸に重点を置いた引上げ改定を行うとともに、その他の職員が在職する号俸については、改定額を逡減させつつ引上げ改定を行うこととした。

ウ 特別給

㊦ 支給月数の改定

前記6(1)ア㊦の見直しを行った結果、特別給については、公務の年間の平均支給月数(4.60月分)が民間の支給割合(4.65月分)を0.05月分下回っていることから、民間の支給状況に見合うよう引き上げることとし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとした。

なお、民間の支給割合について、前記6(1)ア㊦の見直しを行わなかった場合は4.61月分であった。

㊧ 交流採用及び研究休職に係る在職期間等の取扱いの見直し

国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号)の規定に基づき交流採用された職員について、採用前に民間企業に雇用されていた期間を期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間(以下「在職期間等」という。)に通算することとした。

また、研究休職から復職した職員について、法人の種類にかかわらず、職務に密接な関連があり、公務の能率的な運営に特に資する研究に従事していた期間を在職期間等に通算することとした。

エ 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、国の医療施設に勤務する医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行うこととした。

オ 地域手当

令和6年に勧告等を行った給与制度のアップデートの一環である段階的な支給割合の見直しについて、令和8年度の級地別支給割合を示した。

カ 通勤手当

㍿ 自動車等使用者に対する通勤手当

民間の自動車を使用する長距離通勤者に対する通勤手当額が公務の手当額を上回っている状況を踏まえ、令和8年4月から、距離区分の上限を現行の「60km以上」から「100km以上」とし、「60km以上」の部分について5km刻みで新たな距離区分を設けるとともに、現行の「10km以上15km未満」から「60km以上」までの距離区分についても、200円から7,100円までの幅で令和7年4月に遡及して引上げ改定を行うこととした。

また、職員自らの負担による通勤時の外部駐車場の利用にあたって、1か月当たり5,000円を上限とする通勤手当を令和8年4月から新設することとした。

㍿ 月の途中で採用された職員等の通勤手当

月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、通勤手当の支給等に係る規定に関し、所要の措置を講じ、令和8年10月から実施することとした。

キ 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うこととした。

ク 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、採用市場での競争力を確保していくため、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和8年4月から措置することとした。

(2) 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めることとした。

一方、令和7年においても、公務にとって必要不可欠な転勤をする職員に対する給与上の課題に速やかに対処する観点から、以下のとおり措置することとした。

ア 本府省業務調整手当の見直し

支給対象に本府省の幹部・管理職員を加えるとともに、本府省の課長補佐級、係長級及び係員級職員の手当額を引き上げることとした。

イ 在級期間表の廃止

職務・職責に見合った給与処遇の確保を引き続き推進していくため、在級期間に係る制度を廃止し、併せてこれに関連する初任給制度等の諸制度についても見直しを行うこととした。

ウ 転勤する職員に対する給与上の措置

㍿ 特地勤務手当等と他の手当との調整の廃止

特地勤務手当と地域手当が併給される場合及び特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当が併給される場合にその特地勤務手当等の支給額又は支給割合を減ずる調整措置について、勤務地を異にする異動の円滑化を図る観点から、これらの調整措置を廃止することとした。

㍿ 特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大

特地官署等への採用に伴い転居を行った職員に対しても特地勤務手当に準ずる手当を支給することとした。

㍿ その他の見直し

最新のデータを踏まえ、令和8年4月に特地官署等の指定の見直しを行うとともに、以下の見直しを行うこととした。

① 特地勤務手当の額及び特地勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎について、制度の簡素化及び人事給与業務の効率化の観点から、「現に受ける俸給等」のみを用いる方法に改める。

② 特地官署等の指定の見直しは、人事院規則の規定に基づき5年ごとに行うことを例としてきたが、適時適切に見直しができるよう、この規定を廃止する。

7 本年の給与の改定等

(1) 本年の給与の改定

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則（情勢適応の原則（第14条）及び均衡の原則（第24条））に基づき、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮しつつ、職員給与と民間給与との均衡を図ることを基本として勧告を行ってきたところである。

このことを踏まえて上記1から6までの状況を総合的に勘案した結果、本委員会としては、本年の給与の改定について以下のとおりとすることが適当と判断した。

ア 月例給

月例給については、本年4月時点で職員給与が民間給与を11,165円（2.97%）下回ったことから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行い、基本的な給与である給料月額を引き上げることとする。

行政職給料表については、人事院勧告の内容を考慮し、若年層に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員についても、すべての級において引上げ改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定を行う。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する。

イ 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて上限額の引上げを行い、本年4月に遡及して実施する。

ウ 特別給（期末手当及び勤勉手当）

(ア) 支給月数の改定

特別給については、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間のボーナスの支給割合を下回ったことから、民間の支給割合に見合うよう、職員の年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする。

支給月数の引上げ分は、民間のボーナスの支給状況等を考慮して、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.025月分を配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期でそれぞれ均等になるよう配分することとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げるとともに、任期付研究員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げることとする。

(イ) 研究休職に係る在職期間等の取扱いの見直し

研究休職から復職した職員に係る期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間の取扱いについては、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向を踏まえながら、必要な見直しを行う必要がある。

エ 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告の内容を考慮し、医師又は歯科医師の宿日直勤務及び人事委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務に係る手当額を改定する必要がある。

オ 特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当

特勤勤務手当の額及び特勤勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎については、人事院勧告の内容を考慮し、「現に受ける給料等」のみを用いる方法に改める必要がある。

また、特勤公署等の指定の見直しについては、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向を踏まえながら、必要な見直しを行う必要がある。

(2) その他の課題

ア 通勤手当

通勤手当については、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ、手当額について検討する必要がある。

また、人事院は、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するなどの勧告を行ったことから、本県においても、人事院勧告で示された考え方や他の都道府県の動向等を考慮し、見直しを行う必要がある。

イ 公立学校教員の給与

国が「令和における教師の処遇改善」として進める教職調整額の改善、管理職の本給加算、学級担任への手当の加算、教員特殊業務手当の改善、義務教育等教員特別手当の見直し、多学年学級担当手当の廃止などの措置については、他の都道府県との均衡を考慮しながら、高度専門職にふさわしい処遇を実現するため、必要な見直しを行っていく必要がある。

また、臨時的任用職員など非常勤職員の処遇について、常勤職員との均衡を考慮し、見直しについて検討する必要がある。

Ⅲ 人事管理の課題

社会の急速な変化に伴い、行政課題は一層複雑化・多様化している。行政が担う業務が高度化している中で、職員には、県民全体の奉仕者としての自覚や「福島県をより良くしたい」という情熱と意欲を持って挑戦し続けることが求められている。

少子高齢化の影響は公務における人事管理にも大きな影響を及ぼしつつあり、人材の確保は大きな課題となっており、採用試験制度の見直しを始めとした人材確保対策の検討は不断に取り組んでいくことが重要である。

また、現在勤務する職員の組織に対する誇りや愛着を高めるための取組も重要となっている。職員の意欲向上につながるような人材育成の取組や職員一人一人が心身ともに健康で充実した生活を送りながら、その能力を遺憾なく発揮できる職場環境の整備（長時間労働の是正、仕事と生活の両立支援、多様で柔軟な働き方の実現等）を進めていくことが、これまで以上に求められている。

これらの人事管理の課題について、分析を深めながら解決のための取組を着実に進めていくことが必要である。

1 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

〔採用試験の現状と課題〕

新規大学卒業者数はここ数年、大学進学率の向上により、緩やかに増加している一方、民間企業等における採用意欲の高止まりに加え、若年層のキャリア意識の変化や公務の相対的な魅力の低下などを背景に、公務員志望者の減少傾向が全国的に続いている。

国家公務員の採用試験においては、10年前と比較して採用予定者数が増加している一方で、試験申込者数は約3割減少している状況にある。

本県においても、採用が多かった世代の退職等により採用予定者数が増加傾向にある一方で、試験申込者数は減少傾向にあり、特に技術系職種では10年前と比較して約5割の水準となっており、人材の確保は喫緊の課題である。

こうした中、本委員会では、試験制度の見直しや広報活動の強化を進めているところであるが、今後は、若年層の価値観の変化や労働市場の動向等を的確に把握し、採用に係る広報活動、採用試験の実施、合格者・内定者への丁寧なフォロー、採用後の定着を一連のものとして捉え、任命権者との緊密な連携の下、総合的な対策を講じていく必要がある。

〔人材確保に向けた試験制度と広報活動の一体的見直し〕

本委員会では、年々、採用が困難となってきた技術系職種の確保に向け、令和7年度の試験において、大学卒程度（先行実施枠）に農業をはじめ5職種を加えるとともに、職務経験者の試験においてテストセンター方式を導入するなど、受験機会の増加や受験者の利便性の向上を図り、より多くの方に受験してもらえるよう試験制度の見直しに取り組んでいるところである。

また、広報活動については、これまで、大学生等を対象に、県職員の仕事内容ややりがいなどを紹介する説明会を開催するとともに、大学や民間企業主催の説明会にも積極的に参加し、受験者の確保に努めてきたところである。

しかし、今後、大学を含む新規学卒者は、少子化の影響により減少していくことが見込まれており、広報活動の在り方について再検討が必要な状況にある。

特に、いわゆる第二新卒など、転職を希望する若年層が増加傾向にあることから、そうした労働市場の動向を的確に捉えるとともに、若年層のキャリア意識の変化に合わせた情報発信の在り方を模索するなど、試験制度と併せて、広報活動の見直しを一体的に進めていくことが重要である。

加えて、現在、公務員の採用試験の日程等が多様化し、様々な団体の試験を併願受験することが可能となっていることを踏まえ、任命権者においては、内定辞退防止策の強化にも積極的に取り組んでいくことが望まれる。

〔仕事や職場の魅力の向上及び発信〕

採用選考における民間企業等との競合が厳しさを増す現状にあつて、県職員を志す方々を増やしていくためには、根本となる県職員の仕事や職場の魅力の向上を図るとともに、その効果的な発信が重要である。

特に若年層においては、自身のキャリア形成に対する関心が高まっており、働きがいと成長実感を得られる環境整備の重要性が指摘されている。

本県は、人口減少等の社会経済情勢の変化により生じる行政課題はもとより、東日本大震災からの復興に向けた、地域産業の再生や根強く残る風評と風化の問題など、本県特有の課題にも挑戦を続けている。

県職員として働くことの最大の魅力は、県民生活を支えるために様々な課題に取り組んでいくことを通じ、自身のキャリア形成と社会貢献を実現できる点にある。

また、魅力ある職場づくりに向け、現在、任命権者において、働き方改革や業務効率化に関する取組を進めており、加えて、一部の所属において、既存のオフィス環境の見直しを図る取組にも着手している。

引き続き、県職員の仕事や職場の更なる魅力向上、そして、若年層に選ばれる職場を目指すため、これらの取組をより充実させることが望まれる。

本委員会としては、そうした県職員としての仕事のやりがいや魅力を、新規学卒者はもとより転職市場における公務員志望者にも具体的に伝わるよう、説明会の充実を図るとともに、SNSを効果的に活用した積極的な情報発信により、県職員という職業に関心の薄い層の興味を喚起する取組に力を入れていく。

併せて、県職員に関心のある学生に広くその魅力を伝える機会としては、県職員の職務に直接触れることのできるインターンシップが極めて効果的であると考えられることから、任命権者にあつては、引き続き、その充実を図っていくことが望まれる。

〔高齢期職員の活躍に向けて〕

人材の確保に向けては、経験・知識の豊富な高齢期職員が活躍できる環境を整備し、60歳以降の職員に引き続き勤務し、知見や能力を発揮してもらうことも重要である。

任命権者においては、60歳以降の働き方について、本人の意向、知識・経験等を丁寧に確認した上で配置を検討し、モチベーション維持に関する研修を実施するなど、勤務しやすい環境整備を進めているところであり、引き続き、こうした取組を充実させていくことが望まれる。

〔障がい者の活躍に向けて〕

障がい者雇用の促進については、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、障がい者の職業的自立のため、県としても雇用の場を提供する取組が求められる。

任命権者においては、令和8年7月に引き上げられる法定雇用率の達成はもとより、障がいのある職員がその特性や個性に応じて能力を発揮して活躍できるよう、それぞれの障がいに応じ合理的配慮を行うなど、引き続き職場環境の整備に努めていくことが重要である。

(2) 人材の育成

〔若手職員の育成〕

行政課題が複雑化・高度化する中、行政サービスの質を維持・向上させていくためには、早い段階から、職員一人一人の意識を高め、業務遂行能力の向上を図っていくことが必要不可欠である。

併せて、人材の流動化が進む昨今の状況を踏まえ、若手職員の定着をしっかりと図っていくことも、今後、組織全体として業務遂行能力の底上げを図っていく上で重要な視点である。

そこで、若年層の仕事に対する意識に目を向けると、自身のキャリア形成に対する関心が高まっており、職務を通じて得られるスキルアップや成長の機会を重視する傾向が見られる。

任命権者においては、本県職員若年層の意識を把握し、その業務遂行能力やスキルの向上を支援する研修制度の充実を図るとともに、働きがいと成長実感を得られる環境の整備に努めていく必要がある。

〔中堅職員のやりがいの向上〕

令和4年度から知事部局において継続的に実施している職場満足度調査において、「上級係員・主査」、「入庁後10～19年」、「30～39歳」の職員について、他の属性の職員より満足度が低い結果が継続している。

これらの中堅職員は、県政の中核を担う世代であることから、任命権者においては、調査結果を分析の上、中堅職員が高い意欲をもって職務に従事できるよう、業務の見直しや働き方改革を一層進めていく必要がある。

また、職員の能力や意欲の向上を図る上で、管理職員が部下職員との間に、日頃より良好なコミュニケーションと信頼関係を構築するとともに、人事評価制度を効果的に活用していくことが重要であり、任命権者にあつては、管理職員研修の充実を図り、引き続き、人事評価制度を適切に運用していくなど、取組を充実していくことが望まれる。

〔管理職員の役割〕

若年層のキャリア意識の変化に加え、民間企業等の職歴がある職員の増加などを背景に、職員の価値観が多様化する中において、職員を束ね、チームとして機能させていくためには、管理職員の果たすべき役割が、今後ますます重要になっていく。

管理職員においては、日々の業務において、職員のやりがいや職務への貢献意欲を高め、一人一人の能力の底上げに当たるとともに、行政のデジタル変革（DX）や働き方改革にも率先して取り組むことが求められる。

加えて、職員を監督する立場にあり、次代の管理職員候補となる主任主査等の意識付けも重要であることから、任命権者にあつては、引き続き、研修制度の充実などにより、管理職員及び主任主査等のチームマネジメントに関する能力の伸長を図っていく必要がある。

〔女性職員の登用〕

採用試験においては、令和7年度の大学卒程度（先行実施枠）試験における合格者に占める女性の割合が初めて50%を超えるなど、登用の前提となる採用候補者は十分に確保できるようになってきており、当委員会としては、引き続き、募集広報活動に取り組んでいく。

また、登用に関する本県の状況は、全国的に見て低い水準にあるものの、管理職層に占める女性の割合が年々向上するなど、積極的に取組が進められている。

任命権者においては、引き続き、仕事と育児介護等の両立支援の充実を図り、男女を問わず職員が働きやすい勤務環境を整備するとともに、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が解消されるよう、若年時からキャリアパスのモデルを具体的に示すなど、長期的なキャリア形成を意識した人事管理（研修、評価、配置等）により、女性職員の意欲を高め、育成していく必要がある。

2 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正

長時間労働は職員の心身の健康に深刻な影響を及ぼし、組織の活力を低下させる大きな要因にもなることから、その是正に取り組むことは任命権者の極めて重要な責務である。

令和6年度の超過勤務時間数は、職員1人当たり19.4時間／月と前年度から減少した。また、月100時間以上の超過勤務実施職員数は、延べ169人と前年度から46人減少し、月45時間を超える超過勤務実施職員の割合は3年連続で減少したものの、依然としてそれぞれ一定数認められる。過労死大綱※では、過重労働による健康障害の防止のため、時間外労働の上限規制制度の適正な運用を徹底することとされているように、本県においても、超過勤務の上限時間の遵守に向けた一層の取組

が必要である。

そのため、任命権者においては、管理職員による適切な業務管理や、職員が主体的に業務や働き方の見直しを図るための措置を今後も着実に実行し、上限時間を超えた超過勤務について、引き続き、要因整理、分析及び検証を行いながら組織全体で是正に向けて取り組むことが求められる。また、例年同一の要因によって上限時間を超える超過勤務が発生している部署に対しては、より実効的な改善策を講じることが重要である。併せて、共有ファイルサーバーのクラウド化や庁内ネットワークの無線化、警察本部における令和8年度の内部システムの導入など、行政のデジタル変革（DX）を図り、業務効率化に向けた更なる環境整備を進める必要がある。

本委員会としても、労働基準監督機関としての臨検等により、上限時間の遵守状況に関する調査を実施し、上限を超えた超過勤務が確認された所属及び任命権者に対してその是正を求めている。さらには、当該所属から改善方針の報告を受けるとともに、一定期間経過後の状況確認を行うことで、対応を促しているところである。今後も調査・指導等を適切に行い、長時間労働の是正を図っていく。

※過労死等の防止のための対策に関する大綱（令和6年8月閣議決定）

(2) 教職員の働き方改革

教職員の長時間勤務は本県のみならず全国的な課題であり、本年6月に学校における働き方改革の一層の推進等を目的として給特法※等が改正され、教育委員会には「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表等が義務付けられることとなった。

教育委員会においては、「教職員働き方改革アクションプラン」により教職員の負担軽減を図っているところであるが、法改正後の動向にも留意しながら、引き続き学校現場の現状把握や取組結果の検証を行い、成果が不十分な事項については、原因を確認し対策を講じるとともに、各学校における関係者や地域の理解・協力が得られるよう取組を進めていくことが重要である。

本委員会としても、臨検等を通して教職員の勤務実態や取組状況の把握に努め、調査・指導等を適切に行っていく。

※公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

(3) 仕事と生活の両立支援

〔仕事と育児等の両立支援〕

職員が育児や介護など個々の事情を抱えながらも、能力を十分に発揮できる勤務環境の一層の整備が求められており、本県においては、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大や、職員への制度周知及び意向確認、部分休業の取得パターンの多様化など、両立支援制度の充実・強化を図っている。

こうした中で、男性職員の育児参加は「当たり前」や「お互い様」という意識が職場に浸透しつつあり、令和6年の男性職員の育児休業取得率は、知事部局及び警察本部においてそれぞれの取得目標を達成している。一方、教育委員会においては前年から大幅に上昇したものの、目標値には達していないことを踏まえ、今後さらに、各学校の実状に合わせた制度利用を教職員に促すなどの取組が必要である。

仕事と育児・介護等の両立支援に向けて、任命権者においては、引き続き代替職員の配置のほか、各所属での対応に必要な支援を行い、職員一人一人がライフステージに応じた制度を希望どおり利用できるよう、働きやすい職場環境づくりを一層推進していくことが求められる。

〔年次有給休暇の取得促進〕

令和6年の年次有給休暇取得日数の平均は全体で13.8日となっており、任命権者ごとの取得目標を達成した一方、取得日数が年5日未満の職員も依然として一定数確認されている。

任命権者においては、労働基準法の趣旨を踏まえ、取得日数が著しく少ない職員についてその原因を確認するとともに、他所属の取組事例を共有するなど、年次有給休暇の確実かつ計画的な取得促進を図る必要がある。

(4) 多様で柔軟な働き方の推進

働き方に対する職員の価値観が多様化する中で、柔軟な働き方の一層の推進が求められており、任命権者においては、業務の特性に応じた時差出勤等の制度運用に加え、更なる制度導入の検討を進めている。

その一つであるフレックスタイム制は、日々の出退勤時間や勤務時間を自分で設定することによ

り、ライフスタイルに合わせた働き方や勤務時間の効率的な配分に大きく寄与することが期待される。他の地方公共団体において導入が拡大していることも踏まえ、本県においても導入に関する具体的な検討が必要である。

また、昨年度知事部局が実施した職場満足度調査の結果、在宅勤務の試行が重点改善項目として整理されているとおり、勤怠管理や実施場所など諸課題を整理し、本格導入に向けた検討を進めていくことが求められる。

任命権者においては、今後も個人の事情や希望に応じた働き方を尊重し、制度を利用しやすい職場環境の整備により、各種制度の利用促進に努める必要がある。

(5) 心身の健康保持

職員の心身の健康保持のため、任命権者には、職員自身の適切なセルフケアとともに、各所属において管理職員による組織的かつ計画的な対策を的確に実行するための支援が一層求められている。

特にメンタルヘルスについては、近年増加傾向にある長期病気休暇等取得者の中でも、心の疾病を原因としているものが全体の6割を超え高い水準にある。

長期病気休暇等に至るには、様々な要因が背景にあることが考えられるところであり、任命権者においては、今後さらにメンタルヘルス研修や健康指導等の充実を図るとともに、ストレスチェック集団分析で明らかになった所属の課題を部局などより多くの組織レベルで共有し、職場環境改善に向けた効果的な取組を一体となって推進していくことが重要である。

(6) ハラスメントの防止

任命権者においては、各種研修や相談窓口の設置など、ハラスメント防止に向けた措置を講じており、さらに教育委員会では、教職員を対象としたハラスメント調査を実施し、被害等の状況把握と問題解決に取り組んでいる。

本委員会としても相談窓口の周知に加え、関係機関と連携しながら問題の早期解決に向けて取り組んでいるところであるが、ハラスメントに関する相談は毎年一定程度寄せられている。任命権者においてはこうした状況を真摯に受け止め、職員の意識啓発と組織的対応はもとより、職場における信頼関係の構築や職員のコミュニケーション能力の向上を図るなど、ハラスメントを起こさない職場環境の実現に向けて取り組む必要がある。

また、本年6月の労働施策総合推進法※の改正により、カスタマーハラスメントに関する雇用管理上の措置を講ずることが事業主に義務付けられることとなっている。今後、企業等に求められる対応などを踏まえ、本県においても職員をカスタマーハラスメントから守るための更なる組織体制整備など、適切な措置を講じていく必要がある。

※労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

3 公務員倫理の徹底

県政は県民の信頼のもとに成り立ち、職員には高い倫理意識と厳正な服務規律の保持が求められる。任命権者においては、福島県職員倫理審査会の結果等を踏まえ、不祥事対策の継続的な検証と見直しを行い、グループワーク形式の所属内研修や管理職員との個別面談の実施により職員の意識醸成を図るなど不祥事防止に取り組んでいるところであるが、依然として重大な不祥事案が発生している。

任命権者は、職員の法令遵守意識と危機意識の醸成・強化のため、今後もあらゆる機会を捉えて総合的かつ実効性のある再発防止策を継続し、県民の信頼と期待に応えられる組織を確立することが求められる。

IV 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられているものであり、情勢適応の原則にのっとりた職員の勤務条件の決定方法として定着し、行政運営の安定等に寄与してきている。

職員は、複雑化・多様化する困難な行政課題に対し、社会の変化やニーズに合わせた施策に取り組み、日々職務に精励している。そのような職員の努力や実績に的確に報いていくためにも、職員には、

今後とも、社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保される必要があると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割について深い理解を示され、別紙の勧告どおり実施されるよう要請する。

勧 告

本委員会は、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

第 1 令和 7 年 4 月の民間給与との比較による給与改定等

1 給料表の改定

現行の給料表を別記（省略）のとおり改定すること。

2 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける職員に対する支給月額を417,600円とすること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 令和 7 年 12 月期の支給割合

ア 下記(イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前三任用短時間勤務職員にあっては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前三任用短時間勤務職員にあっては、0.525月分）とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前三任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前三任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とすること。

ウ 任期付研究員

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

エ 特定任期付職員

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

ア 下記(イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前三任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前三任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

イ 特定幹部職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前三任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前三任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

ウ 任期付研究員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

エ 特定任期付職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

(3) 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、医師又は歯科医師の宿日直勤務は22,500円、人事委員会規則

で定める業務を主として行う宿日直勤務は7,700円とし、執務時間が通常の執務日の2分の1の間である日の退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、それぞれ33,750円、11,550円とすること。

- (4) 教職調整額
教職調整額の額を、その者の給料月額¹の100分の10に相当する額とすること。
- (5) 義務教育等教員特別手当
義務教育等教員特別手当の額を、8,600円を超えない範囲内とすること。
- (6) 多学年学級担当手当
多学年学級担当手当を廃止すること。

第2 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(2)のイについては令和7年12月1日から、第1の1の給料表の改定のうち、教育職給料表、高等学校教育職給料表及び小学校・中学校教育職給料表の備考に定める規定に4級である職員を加える改定並びに第1の2の(4)、(5)及び(6)は令和8年1月1日から、第1の2の(2)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

- (1) 教職調整額の特例措置
令和12年12月31日までの間における割合については、次の表に定める割合とすること。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

- (2) その他所要の措置
(1)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

2 給与関係規則の制定・改廃状況

令和7年度中に公布された給与関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番 号	適用年月日	制 定 又 は 改 廃 の 概 要
7. 4. 22	第9号	7. 4. 1	○ 特地勤務手当に準ずる手当 警察本部の組織改編に伴い、支給対象公署を改正した。
7. 5. 30	第12号	7. 5. 30	○ 寒冷地手当 ・ 扶養手当上の扶養親族の取扱いが変更されたことを踏まえ、所要の改正を行った。 ・ 給与条例改正による居住地要件廃止に伴い、職員の住居の所在地を確認することを定めた条文を削除した。 ・ 支給対象地域の見直しに伴い、経過措置を定めた。
7. 12. 26	第20号	7. 4. 1	○ 特地勤務手当等 ・ 手当額の算定基礎について、「現に受ける給料及び扶養手当の月額」のみを用いる方法に改めた。 ・ 採用に伴い特地公署に在勤することとなった職員を、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象とするよう、所要の改正を行った。 ○ 初任給調整手当（医師・歯科医師） 条例の改正に伴い、医師及び歯科医師に係る手当額を改正した。
		7. 12. 1	○ 勤勉手当（成績率） 支給割合の改正に伴い、令和7年12月期の成績率の上限に係る特例を規定した。
		8. 1. 1	○ 教員の処遇改善のための改正 ・ 給与条例の改正により、教育職4級在職職員に係る給料表備考加算額が新設されたことを踏まえ、当該加算に係る人事委員会規則で定める額を規定した。 ・ 義務教育等教員特別手当について、別表で定める手当額を改定するとともに、学級担任加算を新設した。
		8. 4. 1	○ 通勤手当 ガソリン価格の上昇等に伴い、自動車等に係る各距離区分ごとの手当額を改正したするとともに、「95km以上100km未満」及び「100km以上」の区分を新設した。 ○ 勤勉手当 ・ 支給割合の改定に伴い、令和8年6月期以降の成績率の上限を改定した。 ・ 子育て部分休暇の新設を踏まえ、勤務期間の算定に係る規定を改正した。 ○ 地域手当 給与制度のアップデートにより段階的に実施している支給割合の改正について、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の支給割合を定めた。 ○ フレックスタイム制関係 フレックスタイム制の導入に伴い、給与の繰上支給に係る規定及び勤勉手当の勤務期間に係る規定について、所要の改正を行った。

8. 2. 6	第2号	8. 1. 1	○ 給料の調整額 教育職給料表4級在職職員の給料表備考加算額が新設されたことを踏まえ、当該職員に適用する調整基本額を新設した。 ○ 給料の特別調整額 教育職給料表4級在職職員の給料表備考加算額が新設されたことを踏まえ、当該職員に適用する特別調整額を改定した。
8. 3. 31	第8号	8. 4. 1	○ 扶養手当 扶養親族に係る所得限度額について、大学生年代の者の所得限度額を年額150万円に引き上げた。 ○ 通勤手当 給与条例の改正により駐車場等に係る通勤手当が新設されたことを踏まえ、駐車場等の要件等について、所要の改正を行った。 ○ 超過勤務手当等 フレックスタイム制の導入に伴い、超過勤務手当等の支給対象時間帯に日額の特殊勤務手当の支給対象業務に従事した場合の附加額の算定方法に係る規定について、所要の改正を行った。 ○ 期末手当及び勤勉手当 在職期間及び勤務期間の算定において、学術研究に従事するための休職の期間を通算するよう、所要の改正を行った。 ○ 給料の特別調整額 任命権者における任用の実態を踏まえ、行政職給料表4級（主任主査級）の5種区分を削除した。

○ 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番 号	適用年月日	制 定 又 は 改 廃 の 概 要
7. 5. 30	第13号	7. 4. 1	○ へき地手当等 市町村立学校の再開に伴い、支給対象学校を改正した。
7. 12. 26	第21号	7. 4. 1	○ 給料の調整額 給料表の改定に伴い、調整基本額を改正した。
		8. 1. 1	○ 教員の処遇改善のための改正 ・ 市町村立学校職員給与条例の改正により、高等学校・小中学校教育職4級在職職員に係る給料表備考加算額が新設されたことを踏まえ、当該加算に係る人事委員会規則で定める額を規定した。 ・ 義務教育等教員特別手当について、別表で定める手当額を改定するとともに、学級担任加算を新設した。
8. 2. 6	第3号	8. 1. 1	○ 給料の調整額 高等学校・小中学校教育職4級在職職員の給料表備考加算額が新設されたことを踏まえ、当該職員に適用する調整基本額を新設した。 ○ 管理職手当 高等学校・小中学校教育職4級在職職員の給料表備考加算額が新設されたことを踏まえ、当該職員に適用する特別調整額を改定した。

8. 3. 31	第9号	7. 4. 1	○ へき地手当等 採用に伴いへき地公署に在勤することとなった職員を、へき地手当に準ずる手当の支給対象とするよう、所要の改正を行った。
		8. 4. 1	○ へき地手当等 市町村立学校の廃止に伴い、支給対象学校を改正した。 ○ 寒冷地手当 市町村立学校の廃止に伴い、支給対象学校を改正した。

○ 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番 号	適用年月日	制 定 又 は 改 廃 の 概 要
8. 3. 31	第10号	8. 4. 1	○ 等級別職務表 職の新設に伴い、等級別職務表を改正した。 ○ 日本国籍を有しない者を講師として採用する場合の取扱い 日本国籍を有しない者を任用の期限を付さない講師に任用した場合に教諭と同等の職務の級に格付けできるよう、等級別職務表、級別資格基準表及び初任給基準表を改正した。

○ 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番 号	適用年月日	制 定 又 は 改 廃 の 概 要
8. 3. 31	第11号	8. 4. 1	○ 日本国籍を有しない者を講師として採用する場合の取扱い 日本国籍を有しない者を任用の期限を付さない講師に任用した場合に教諭と同等の職務の級に格付けできるよう、等級別職務表、級別資格基準表及び初任給基準表を改正した。

○ 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番 号	適用年月日	制 定 又 は 改 廃 の 概 要
7. 7. 8	第16号	7. 4. 1	○ 病院等特殊業務手当 へき地診療所等への診療支援の業務に従事する駐在員の手当額を改正した。
7. 12. 26	第22号	7. 4. 1	○ 夜間等特殊業務手当 宿日直手当との均衡を考慮し、生徒等の指導監督及び寄宿舎等の管理の業務に係る手当額を改正した。
		8. 1. 1	○ 教員特殊業務手当 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務及び児童又は生徒に対する緊急の補導業務に係る手当額を改正した。 ○ 月額特殊勤務手当の日割計算 フレックスタイム制の導入に伴い、勤務時間を割り振らない日を設けた職員に係る手当額の計算に係る規定を新設した。

○ 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番 号	適用年月日	制 定 又 は 改 廃 の 概 要
7. 12. 26	第19号	8. 1. 1	○ 給料表備考加算額 教育職給料表備考の人事委員会規則で定める職員について、「県立高等学校、県立中学校又は県立特別支援学校に勤務する職員のうちその職務の級が四級である者」を加えるよう改正した。

第5 勤務条件関係業務

1 勤務条件の実態

勤務条件実態調査の概要

勤務条件実態調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び勤務条件等の調査研究の一環として、また非現業事業所に対しては、地方公務員法第58条第5項の規定による労働基準監督機関としての職権行使を兼ねて昭和53年度から実施しているものであるが、令和7年度調査分の結果の概要は次のとおりである。

(1) 調査の内容、方法等

調査事項は、①職員数、②勤務時間、③休暇・休職、④健康・安全、⑤安全衛生管理体制、⑥改善要望等についてである。

調査方法は、県の全事業所(企業局、病院局、公立大学法人等を除く。)を対象に書面調査を行った。調査対象となった事業所数は、次のとおりである。

調査対象事業所数 (単位：事業所)

区 分 部 局 名	書面調査(令和7年5月)
知 事 部 局	146
教 育 委 員 会	130 (19)
警 察 本 部	66
議会・各委員(会)	6
合 計	348 (19)

注 () 内は分校、定時制、通信制、校舎等で内数である。

(2) 調査結果

ア 職員数 (令和7.4.1現在)

(単位：人)

区 分 部 局 名	総 職 員 数			総 職 員 数 の う ち 技 能 労 務 職 員 数			総 職 員 数 の う ち 会 計 年 度 任 用 職 員 数		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
知 事 部 局	6,925	4,488	2,437	113	106	7	1,218	476	742
教 育 委 員 会	6,882	3,839	3,043	36	36	0	977	490	487
警 察 本 部	4,081	3,417	664	5	5	0	197	149	48
議会・各委員(会)	103	71	32	2	2	0	8	1	7
合 計	17,991	11,815	6,176	156	149	7	2,400	1,116	1,284

イ 休憩時間の利用形態の状況（令和 7.4.1 現在）

（単位：事業所）

部 局 名		区 分		付 与 形 態		合 計	利 用 形 態		合 計
				一斉付与	交替付与		自由利用	制限の利用	
知 事 部 局	本 庁			34	0	34	34	0	34
	出 先			92	17	109	106	2	108
	計			126	17	143	140	2	142
教 育 委 員 会	本 庁			10	0	10	10	0	10
	出 先			0	0	0	0	0	0
	計			10	0	10	10	0	10
警 察 本 部	本 庁			33	4	37	33	4	37
	出 先			6	23	29	7	22	29
	計			39	27	66	40	26	66
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）				6	0	6	6	0	6
合 計	本庁・議会・各委員（会）			83	4	87	83	4	87
	出 先			98	40	138	113	24	137
	合 計			181	44	225	196	28	224

ウ 超過勤務の状況

○ 各月の超過勤務の平均時間（令和 6.4.1～令和 7.3.31）

（単位：時間）

部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	年間平均
知 事 部 局	17.7	17.3	15.8	15.1	13.9	16.2	18.6	16.1	13.9	14.3	17.2	19.8	16.3
教 育 委 員 会	17.4	12.7	12.7	12.6	8.1	14.2	13.4	11.5	9.2	9.6	10.8	16.3	12.4
警 察 本 部	22.5	21.5	24.8	22.2	22.3	21.6	25.7	25.8	28.9	27.8	26.2	24.4	24.5
議会・各委員（会）	13.3	20.1	23.3	16.7	14.7	22.5	31.3	13.3	10.4	5.2	10.2	16.9	16.5
全 平 均	19.6	18.7	19.3	17.8	16.9	18.3	21.3	19.7	19.7	19.5	20.4	21.4	19.4

注1 超過勤務手当支給対象職員に係る超過勤務の平均時間である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

○ 月 45 時間を超える超過勤務を行った職員数と割合（令和 6.4.1～令和 7.3.31）

（単位：上段…人、下段…％）

部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
知 事 部 局	468	410	278	260	208	329	459	314	231	269	405	552	4,183
	10.3	9.1	6.2	5.8	4.6	7.3	10.2	7.0	5.1	6.0	9.0	12.3	7.7
教 育 委 員 会	46	22	19	35	6	37	31	21	16	15	14	30	292
	7.4	3.6	3.1	5.7	1.0	6.0	5.0	3.4	2.6	2.4	2.3	4.9	3.9
警 察 本 部	82	89	110	23	53	28	185	193	371	340	196	100	1,770
	2.3	2.5	3.1	0.6	1.5	0.8	5.2	5.4	10.3	9.4	5.4	2.7	4.1
議会・各委員（会）	5	7	6	5	2	9	10	2	0	0	0	6	52
	8.9	12.7	10.9	9.3	3.8	17.0	18.9	3.8	0.0	0.0	0.0	10.9	8.0
全 平 均	601	528	413	323	269	403	685	530	618	624	615	688	6,297
	6.8	6.0	4.7	3.7	3.1	4.6	7.8	6.0	7.1	7.1	7.0	7.8	6.0

注1 上段の数値は該当する区分の超過勤務をした職員の人数であり、下段の数値は支給対象職員に対する超過勤務をした職員の割合である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

エ 育児・介護を行う職員に対する勤務時間制度の活用状況

○ 早出遅出勤務制度の利用者数（令和 6. 4. 1～令和 7. 3. 31）

（単位：人）

区 分 部 局 名	育児	介護	合計
知 事 部 局	11 (6)	0 (0)	11 (6)
教 育 委 員 会	12 (3)	0 (0)	12 (3)
警 察 本 部	8 (4)	2 (1)	10 (5)
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	31 (13)	2 (1)	33 (14)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 深夜勤務の制限制度の利用者数（令和 6. 4. 1～令和 7. 3. 31）

（単位：人）

区 分 部 局 名	育児	介護	合計
知 事 部 局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教 育 委 員 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警 察 本 部	26 (0)	17 (1)	43 (1)
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	26 (0)	17 (1)	43 (1)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 時間外勤務の制限制度の利用者数（令和 6. 4. 1～令和 7. 3. 31）

（単位：人）

区 分 部 局 名	育児	介護	合計
知 事 部 局	0 (0)	1 (1)	1 (1)
教 育 委 員 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警 察 本 部	8 (0)	1 (1)	9 (1)
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	8 (0)	2 (2)	10 (2)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

オ 年次有給休暇の取得状況(令和 6. 1. 1～令和 6. 12. 31)

○ 年次休暇の取得日数

(単位：人、日、%)

区 分 部局名	管理職・ 非管理職 の 別	総 職 員 数 (人)	付 与 日 数	繰 越 日 数	年 間 総 使 用 日 数	平 均 使 用 日 数	年 休 消 化 率 (%)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(D)/(A)	(D)×100 /(B+C)
知 事 部 局	管 理 職	805	16,095	15,921	8,522	10.6	26.6
	非管理職	4,608	91,917	76,653	60,991	13.2	36.2
	合 計	5,413	108,012	92,574	69,513	12.8	34.7
教 育 委 員 会	管 理 職	409	8,178	8,051	3,382	8.3	20.8
	非管理職	5,389	107,323	96,125	72,886	13.5	35.8
	合 計	5,798	115,501	104,176	76,268	13.2	34.7
警 察 本 部	管 理 職	154	3,056	3,012	2,635	17.1	43.4
	非管理職	3,694	73,822	68,370	60,184	16.3	42.3
	合 計	3,848	76,878	71,382	62,819	16.3	42.4
議 会 ・ 各 委 員 (会)	管 理 職	29	580	576	296	10.2	25.6
	非管理職	57	1,140	1,041	706	12.4	32.4
	合 計	86	1,720	1,617	1,002	11.7	30.0
合 計	管 理 職	1,397	27,909	27,560	14,835	10.6	26.7
	非管理職	13,748	274,202	242,189	194,767	14.2	37.7
	合 計	15,145	302,111	269,749	209,602	13.8	36.7

注 年次有給休暇の取得実績に係る総職員数は令和 6 年 12 月 31 日時点の在籍者であり、会計年度任用職員を除くため、36 頁の総職員数とは一致しない。

○ 年次有給休暇取得日数の分布(令和 6. 1. 1～令和 6. 12. 31)

(単位：人)

区 分 部局名	管理職・ 非管理職 の 別	年 次 有 給 休 暇 取 得 者 数						
		取 得 な し	1 ～ 4 日	5 ～ 9 日	10 ～ 14 日	15 ～ 19 日	20 ～ 29 日	30 日 以 上
知 事 部 局	管 理 職	2	77	299	265	111	48	3
	非管理職	19	309	1,170	1,225	1,010	822	53
	合 計	21	386	1,469	1,490	1,121	870	56
教 育 委 員 会	管 理 職	2	101	174	84	35	12	1
	非管理職	32	407	1,006	1,479	1,570	844	51
	合 計	34	508	1,180	1,563	1,605	856	52
警 察 本 部	管 理 職	0	0	4	31	84	31	4
	非管理職	0	60	223	846	1,798	724	43
	合 計	0	60	227	877	1,882	755	47
議 会 ・ 各 委 員 (会)	管 理 職	0	5	9	8	5	2	0
	非管理職	0	4	15	17	15	6	0
	合 計	0	9	24	25	20	8	0
合 計	管 理 職	4	183	486	388	235	93	8
	非管理職	51	780	2,414	3,567	4,393	2,396	147
	合 計	55	963	2,900	3,955	4,628	2,489	155

カ 病気休暇の取得状況(令和 6. 1. 1～令和 6. 12. 31)

区 分 部 局 名		私傷病	公務災害
知 事 部 局	日 時	19,674	166
		2,590	275
	実人数	1,122	20
教 育 委 員 会	日 時	16,513	99
		244	0
	実人数	1,411	5
警 察 本 部	日 時	7,288	618
		394	38
	実人数	237	26
議会・各委員(会)	日 時	414	0
		0	0
	実人数	17	0
合 計	日 時	43,889	883
		3,228	313
	実人数	2,787	51

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

キ 特別休暇、職務専念義務の免除の状況(令和 6. 1. 1～令和 6. 12. 31)

(単位：日、時間(分)、人)

区 分 部 局 名		産前産後	配偶者 出 産	育児参加	妊娠障害	妊産婦 検 診	通勤緩和	育 児 (男性)	育 児 (女性)	子 育 て (男性)	子 育 て (女性)
知 事 部 局	日 時	5,446	231	340	148	53				2,960	1,678
			182	358	240	487	0	14,970	42,467	11,784	10,388
	実人数	62	101	102	26	49	2	7	19	1,077	533
教 育 委 員 会	日 時	5,959	168	202	140	107				3,768	4,550
			65	119	63	172	0	5,415	7,155	6,124	5,703
	実人数	76	65	61	28	55	0	4	4	1,160	1,036
警 察 本 部	日 時	2,811	382	662	110	54				3,143	925
			7	0	56	60	65	0	0	2,580	1,364
	実人数	34	129	139	19	24	1	0	0	1,028	195
議会・各委員(会)	日 時	0	6	5	0	0				35	7
			0	0	0	0	0	0	0	292	130
	実人数	0	2	2	0	0	0	0	0	18	7
合 計	日 時	14,216	787	1,209	398	214				9,906	7,160
			254	477	359	719	65	20,385	49,622	20,780	17,585
	実人数	172	297	304	73	128	3	11	23	3,283	1,771

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数(育児休暇及び通勤緩和休暇は分数)である。

(単位：日、時間、人)

区 分 部 局 名		不妊治療 (男性)	不妊治療 (女性)	短期介護 (男性)	短期介護 (女性)	生 理	夏 季	ボ ラ ン テ ィ ア	骨 髄 提 供	リ フ レ ッ シ ュ	職 務 専 念 義 務 の 免 除
知 事 部 局	日 時	20	17	143	99	344	26,367	6	3	209	1,092
		165	281	475	307				0		8,912
	実人数	12	15	55	34	73	5,300	2	2	86	2,233
教 育 委 員 会	日 時	35	123	649	779	284	27,722	18	0	346	6,099
		8	294	729	936				0		9,996
	実人数	8	33	188	235	63	5,683	6	0	137	3,839
警 察 本 部	日 時	9	23	82	33	229	19,139	0	0	177	1,251
		3	4	43	30				0		4,428
	実人数	5	4	22	12	69	3,832	0	0	77	2,258
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	0	0	0	0	0	396	0	0	11	15
		0	0	0	0				0		147
	実人数	0	0	0	0	0	82	0	0	4	31
合 計	日 時	64	163	874	911	857	73,624	24	3	743	8,457
		176	579	1,247	1,273				0		23,483
	実人数	25	52	265	281	205	14,897	8	2	304	8,361

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

ク 休業・休職等の状況(令和 6. 1. 1～令和 6. 12. 31)

(単位：日、分、人)

区 分 部 局 名		休 業					休 職				
		部 分 休 業					病 気 休 職				
		自己啓発 等 休 業	大学院修 学 休 業	配偶者同 行 休 業	修学部分 休 業	高齢者部 分 休 業	私 傷 病	公 務	専 従 休 職	分限条例第 2 条第 1 号 の規定によ る 休 職	そ の 他 の 休 職
知 事 部 局	日	58		0			9,443	387	611	0	124
	分				53,475	60					
	人 数	1		0	2	1	58	2	3	0	2
教 育 委 員 会	日	366	366	430			7,190	0	0	0	0
	分				0	20,700					
	人 数	1	1	2	0	2	37	0	0	0	0
警 察 本 部	日	0		0			1,672	0	0	0	61
	分				0	0					
	人 数	0		0	0	0	13	0	0	0	1
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日	0		0			422	0	244	0	0
	分				0	0					
	人 数	0		0	0	0	2	0	1	0	0
合 計	日	424	366	430			18,727	387	855	0	185
	分				53,475	20,760					
	人 数	2	1	2	2	3	110	2	4	0	3

ケ 育児休業・育児部分休業の状況 (令和 6. 1. 1～令和 6. 12. 31)

(単位：日 (部分休業は日、分)、人)

区 分 部局名	対 象 者	育 児 休 業		部 分 休 業		
		使 用 者	日 数	使 用 者	承認期間（日）	時間数（分）
知 事 部 局	157	230	30,670	70	9,471	563,023
	(104)	(118)	(7,859)	(8)	(965)	(47,953)
教 育 委 員 会	132	167	35,202	27	3,106	163,440
	(71)	(25)	(1,270)	(3)	(352)	(14,820)
警 察 本 部	160	202	12,143	22	1,667	114,705
	(130)	(150)	(2,782)	(1)	(4)	(360)
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）	3	4	568	0	0	0
	(3)	(3)	(452)	0	0	0
合 計	452	603	78,583	119	14,244	841,168
	(308)	(296)	(12,363)	(12)	(1,321)	(63,133)

注 1 「対象者」とは、令和 6 年内に子どもが生まれた職員の人数である。

注 2 「使用者」とは、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日の間に育児休業の承認を受けた者 (令和 5 年以前に対象者となり引き続き承認を受けている者も含む。) である。なお、令和 6 年中に同じ者が複数回育児休業の承認を受けている場合、育児休業の「使用者」は延べ人数で計算している。

注 3 部分休業の「承認期間」とは、実際に部分休業を取得した日数である。

注 4 上段は対象者及び使用者並びに日数の総数であり、下段は男性職員の対象者及び使用者並びに日数の総数である。

コ 育児短時間勤務制度の利用状況(令和 6. 1. 1～令和 6. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	対象者	取得者
知 事 部 局	800	9
教 育 委 員 会	723	1
警 察 本 部	889	1
議会・各委員(会)	13	0
合 計	2,425	11

注 「対象者」とは、令和6年1月1日時点で、小学校に就学していない子を養育する職員である。

サ 介護休暇・介護時間の利用状況(令和 6. 1. 1～令和 6. 12. 31)

(単位：日、時間、分、人)

部局名	介護休暇		介護時間	
	承認日時数 ・ 取得人数		取得時間数 ・ 取得人数	
知 事 部 局	日	108	日	
	時	62	時	
	分		分	0
	人数	4	人数	0
教 育 委 員 会	日	258	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	4	人数	0
警 察 本 部	日	0	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	0	人数	0
議会・各委員(会)	日	0	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	0	人数	0
合 計	日	366	日	
	時	62	時	
	分		分	0
	人数	8	人数	0

シ 定期健康診断・特別健康診断の状況（令和6年度）

部 局 名	区 分	定 期 健 康 診 断		特別健康診断
		35 歳 未 満	35 歳 以 上	
知 事 部 局	対 象 者 (A)	2,113 人	4,826 人	6,160 人
	受 診 者 (B)	2,088 人	4,796 人	5,980 人
	有 所 見 者 (C)	1,495 人	4,499 人	1,380 人
	受 診 率 (B/A)	98.8%	99.4%	97.1%
	有 所 見 率 (C/B)	71.6%	93.8%	23.1%
教 育 委 員 会	対 象 者 (A)	1,234 人	5,471 人	143 人
	受 診 者 (B)	1,233 人	5,456 人	139 人
	有 所 見 者 (C)	811 人	4,405 人	6 人
	受 診 率 (B/A)	99.9%	99.7%	97.2%
	有 所 見 率 (C/B)	65.8%	80.7%	4.3%
警 察 本 部	対 象 者 (A)	1,475 人	2,615 人	2,255 人
	受 診 者 (B)	1,469 人	2,608 人	2,238 人
	有 所 見 者 (C)	1,087 人	2,385 人	1,804 人
	受 診 率 (B/A)	99.6%	99.7%	99.2%
	有 所 見 率 (C/B)	74.0%	91.4%	80.6%
議 会 ・ 各 委 員 (会)	対 象 者 (A)	25 人	75 人	58 人
	受 診 者 (B)	25 人	75 人	58 人
	有 所 見 者 (C)	15 人	69 人	7 人
	受 診 率 (B/A)	100.0%	100.0%	100.0%
	有 所 見 率 (C/B)	60.0%	92.0%	12.1%
合 計	対 象 者 (A)	4,847 人	12,987 人	8,616 人
	受 診 者 (B)	4,815 人	12,935 人	8,415 人
	有 所 見 者 (C)	3,408 人	11,358 人	3,197 人
	受 診 率 (B/A)	99.3%	99.6%	97.7%
	有 所 見 率 (C/B)	70.8%	87.8%	38.0%

注 定期健康診断の受診者は、検査項目を一つでも受診した者を計上している。

ス 公務災害・通勤災害の状況(令和6.1.1～令和6.12.31)

(単位：件)

区 分 部 局 名	公 務 災 害	通 勤 災 害	合 計
知 事 部 局	48	6	54
教 育 委 員 会	45	1	46
警 察 本 部	70	4	74
議会・各委員(会)	1	3	4
合 計	164	14	178

セ 安全衛生管理体制(令和7.6.1現在)

(単位：事業所)

区 分 部局名	監 督 機 関	総括安全衛生 管理者		安 全 管 理 者		衛 生 管 理 者		産 業 医	
		要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済
知 事 部 局	人 事 委 員 会	1	1	0	0	19	16	19	18
	労働基準監督署	4	4	8	6	15	13	15	14
教 育 委 員 会	人 事 委 員 会	0	0	0	0	66	66	66	66
警 察 本 部	人 事 委 員 会	0	0	0	0	23	21	23	23
議会・各委員(会)	人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	人 事 委 員 会	1	1	0	0	108	103	108	107
	労働基準監督署	4	4	8	6	15	13	15	14

(単位：事業所)

区 分 部局名	監 督 機 関	安全衛生推進者		衛 生 推 進 者	
		要選任	選任済	要選任	選任済
知 事 部 局	人 事 委 員 会	0	0	33	33
	労働基準監督署	16	16	12	12
教 育 委 員 会	人 事 委 員 会	0	0	45	45
警 察 本 部	人 事 委 員 会	0	0	13	13
議会・各委員(会)	人 事 委 員 会	0	0	2	2
合 計	人 事 委 員 会	0	0	93	93
	労働基準監督署	16	16	12	12

注1 知事部局本庁機関、教育庁本庁機関、警察本部本庁機関(県庁庁舎の機関に限る。)はそれぞれ1事業所とした。

注2 県立学校の定時制、通信制、分校及び校舎については、本校と合わせて1事業所とした。

2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況

令和7年度中に公布された勤務条件関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	制 定 又 は 改 廃 の 概 要
7. 5. 30	第 11 号	7. 5. 30	○ 再就職後の現職職員への働きかけ規制について、規制対象期間の上乗せを受ける職として、販売推進担当課長を削除したほか、所要の改正を行った。
8. 2. 24	第 7 号	8. 2. 24	○ 営利企業以外への再就職に係る任命権者への届出を要しない報酬額を 160 万円に上げた。

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	制 定 又 は 改 廃 の 概 要
7. 8. 22	第 17 号	7. 10. 1	○ 任命権者が両立支援制度の情報提供や意向確認等を行う期間を定めたほか、所要の改正を行った。
8. 2. 6	第 4 号	8. 4. 1	○ フレックスタイム制及び子育て部分休暇の新設に伴い、所要の改正を行った。

○ 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	制 定 又 は 改 廃 の 概 要
7. 8. 22	第 18 号	7. 10. 1	○ 職員の育児休業等に関する条例（平成4年福島県条例第11号）の一部改正に伴い、非常勤職員の部分休業の取得要件を「日数」のみに改めた。
8. 2. 6	第 5 号	8. 4. 1	○ 子育て部分休暇の新設に伴い、所要の改正を行った。

第6 労働基準監督関係業務

地方公務員法第58条第5項の規定により職員の勤務条件に関しては、現業職員(労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に従事する職員)を除き、人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使することになっている。

1 労働基準法による事業区分の決定

職員の勤務する県の機関が労働基準法による事業区分のいずれに該当する事業であるかは、労働基準法や労働安全衛生法の適用及びその労働基準監督機関の決定に重要な役割を果たすものであるが、この事業区分は当委員会と福島労働局長がその都度協議して決定している。

(1) 令和7年度中に新たに事業区分が決定された機関及び廃止となった機関

号別区分決定・廃止の状況

区 分	事 業 所 の 名 称	号 別 区 分	労 働 基 準 監 督 機 関	新 設 ・ 廃 止 年 月 日
廃止	若松乳児院	13号	人 事 委 員 会	令和7年3月31日
廃止	好間高等学校	12号	人 事 委 員 会	令和7年3月31日
決定	いわき総合高等学校(好間校舎)	12号	人 事 委 員 会	令和7年4月1日
決定	あだち支援学校	12号	人 事 委 員 会	令和7年4月1日
決定	県立安積中学校	12号	人 事 委 員 会	令和7年4月1日

(2) 令和7年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関

・労働基準法別表第1の号別区分と労働基準監督機関

監督機関	号別	主 な 業 種	事 業 所 名
人事委員会 (単 純 労 務 職 員 に つ い て は 労 働 基 準 監 督 署)	12号	教育研究調査	危機管理部 消防学校
			生活環境部 環境創造センター(環境放射線センター、支所)
			保健福祉部 衛生研究所(支所(2))
			商工労働部 テクノアカデミー(3)、ハイテクプラザ(技術支援センター(2))
			農林水産部 農業総合センター(果樹研究所、畜産研究所(分場1)、地域研究所(2)、浜地域農業再生研究センター、農業短期大学校)、林業研究センター、水産海洋研究センター、水産資源研究所、内水面水産試験場
			教育委員会 教育センター、図書館、美術館、博物館、特別支援教育センター、学校(96)※1
			警察本部 警察学校
労働基準監督署	3号	土 木 建 設	土 木 部 建設事務所(8)(土木事務所(11))、港湾建設事務所(2)、流域下水道建設事務所(2)、大峠・日中総合管理事務所、あぶくま高原道路管理事務所
	4号	旅客貨物運送	生活環境部 只見線管理事務所
			土 木 部 福島空港事務所
	13号	保 健 衛 生	保健福祉部 保健福祉事務所(6)(出張所)、動物愛護センター(支所(2))、児童相談所(4)、障がい者総合福祉センター、福島学園、大笹生学園、総合療育センター、女性のための相談支援センター、精神保健福祉センター
			教育委員会 視覚・聴覚・支援学校寄宿舎(4)

※1 平成29年4月1日から休校となっている「双葉高校、浪江高校、富岡高校、双葉翔陽高校」を含む。

・官公署の事業(労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。)と労働基準監督機関

監督機関	事 業 所 名
人事委員会 (単 純 労 務 職 員 に つ い て は 労 働 基 準 監 督 署)	知事部局本庁
	総 務 部 地方振興局(7)(県北地方振興局に吉倉出張所を含み、いわき地方振興局に内郷出張所を含む。)、東京事務所、大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所
	危 機 管 理 部 消防防災航空センター
	企 画 調 整 部 ふたば復興事務所
	保 健 福 祉 部 食肉衛生検査所
	商 工 労 働 部 計量検定所
	農 林 水 産 部 農林事務所(県南、会津農林事務所の森林林業部を除き、相双農林事務所に大柿ダム管理事務所を含む。)(7)(農業普及所(7))(林業指導所)、県南農林事務所森林林業部、会津農林事務所森林林業部、水産事務所、病虫害防除所、家畜保健衛生所(4)
	土 木 部 ダム管理事務所(1)
	議会事務局、教育庁、警察本部(科学捜査研究所、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊)、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会
	教 育 委 員 会 教育事務所(7)
	警 察 本 部 警察署(22)、分庁舎(7)

・船舶に係る労働基準監督機関(=以下いずれも人事委員会)

調査船あづま(水産事務所)、調査指導船いわき丸(水産海洋研究センター)、調査指導船拓水(水産資源研究所)、練習船福島丸(小名浜海星高等学校)

2 職権行使の実績

人事委員会が行う労働基準監督機関の職権の行使には、事業所への調査、法令に基づく報告や届出の受理、各種申請の許可・認定等があり、その実績は次のとおりである。

(1) 実地調査

勤務条件の実態を調査するため、事業所を訪問して行った調査実績は次のとおり。

実施時期：令和7年8月19日から9月4日

調査対象所属：10カ所（知事部局5カ所、教育委員会3カ所、警察本部2カ所）

調査対象職員：27人（10所属×1所属あたり2～3人）

※調査対象所属で超過勤務時間が多い職員等の中から選定

調査項目：（所属）超過勤務の状況・原因・取組、休暇取得状況、健康診断受診状況、
両立支援制度に係る取組など

（職員）超過勤務縮減に向けた所属の取組についての考え、休暇取得状況、
両立支援制度の活用など

(2) 各任命権者人事担当課長に対する申し入れ

勤務条件実態調査及び実地調査の結果に基づき、任命権者へ行った申し入れの実績は次のとおり。

実施回数：3回

実施内容：（令和7年11月）長時間労働是正及び職員の健康保持、両立支援の推進等、勤務条件等改善の取組を求めた（知事部局・教育委員会・警察本部 各1回）

(3) 臨検

過労死防止大綱に基づく長時間労働の是正や、労働基準監督機関として権限を有する事項等について確認を行った実績は次のとおり。

実施時期：令和7年12月18日から令和8年1月23日

調査対象所属：8カ所（知事部局4カ所、教育委員会4カ所）

※任命権者からの月100時間以上の超過勤務実施者の報告、勤務条件実態調査結果及び昨年度の臨検対象所属のうち長時間労働の状況改善が見られなかった所属を基に選定

調査項目：長時間労働の要因及び業務内容の状況、業務量の縮減や効率化の取組状況、
職員の健康状況の確認状況など

改善方針の報告：臨検の検査結果に対する改善方針について報告を求めた。

(4) 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

事業所の安全衛生管理体制について、選任報告を受けた実績は次のとおり。

総括安全衛生管理者 0件

衛生管理者 38件（知事部局13件、教育委員会13件、警察本部12件）

産業医 6件（知事部局4件、教育委員会2件）

(5) 定期健康診断等結果報告

職員への健康診断及びストレスチェックの実施状況について、結果報告を受けた実績は次のとおり。

定期健康診断結果報告 3件（令和6年度実績）

ストレスチェック結果等報告 3件（令和6年度実績）

※知事部局（議会、委員会を含む）、教育委員会、警察本部から全所属分各1件

(6) 36協定の届出の受理

官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）に従事する職員以外の職員に係る時間外勤務・休日勤務について、36協定の届出を実績は次のとおり。

令和7年度36協定届 123件（対象となる全公所）

(7) 宿日直勤務の許可

正規の勤務時間外に監視又は断続的労働に従事させる職員について、申請を受け許可した実績は次のとおり。

宿日直勤務許可 0 件

(8) 解雇予告除外の認定

労働者を解雇しようとする場合には30日前までの予告又は30日分以上の平均賃金支払が必要となるところ、労働者の責めに帰すべき事由により解雇するものと認定した場合にはこの限りではないが、その申請を受け認定した実績は次のとおり。

解雇予告除外認定 4 件（知事部局 2 件、教育委員会 2 件）

(9) 特定機械等

新たに設置され、または部分変更されたボイラー等について、労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則の規定により令和 7 年度中に落成等検査を実施した状況は次のとおりである。

また、令和 7 年度における性能検査の状況、関係法令による報告等の状況及び令和 8 年 3 月 31 日現在のボイラー等の設置状況は次のとおりである。

ア 落成等検査の状況

実績なし

イ 性能検査の状況

区 分	ボ イ ラ ー 合 格 基 数	第 一 種 圧 力 容 器 合 格 基 数
計	35	17

ウ 報告等の状況

実績なし

エ ボイラー等の設置状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

区 分 任命権者	ボ イ ラ ー		第 一 種 圧 力 容 器		ク レ ー ン		備考
	事業所数	基 数	事業所数	基 数	事業所数	基 数	
知 事	4	9	6	13	0	0	
教育委員会	28	32	6	6	0	0	
警 察 本 部	3	6	0	0	0	0	
計	35	47	12	19	0	0	

第 7 公平委員会受託業務

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する不服申立ての審査、管理職員等の範囲を定める規則の制定及び職員団体の登録に関する事務等処理させることができるとされている（地方公務員法第 7 条第 4 項及び地方自治法第 252 条の 14）。

なお、人事委員会に対して、公平委員会の事務を委託している地方公共団体数は、令和 7 年度末（令和 8 年 3 月 31 日）現在で、次のとおりである。

(1) 市 町 村	54市町村 (8 市 31町 15村)	}	<u>合計 75団体</u>
(2) 一部事務組合及び広域連合	21団体		

第8 公平審査関係業務

1 勤務条件に関する措置の要求

この制度は、労働基本権が制限されている職員の勤務条件を適正なものとするため、職員側から経済上の諸権利を確保する手段として、職員が本委員会に対して地方公共団体の当局により適正な措置が執られるべきことを要求する保障請求権である(地方公務員法第46条～第48条)。

令和7年度の措置要求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分

区 分	係属件数			処 理 件 数							翌年度への繰越 (A)-(B)
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)	
							全部認容	一部認容	棄却		
給与											
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境											
厚生福利											
転任											
任用											
セクシュアルハラスメント											
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント											
パワーハラスメント		1	1		1					1	0
その他											
計		1	1		1					1	0

イ 市町村等からの受託分

区 分	係属件数			処 理 件 数							翌年度への繰越 (A)-(B)
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)	
							全部認容	一部認容	棄却		
給与											
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境											
厚生福利											
転任											
任用											
セクシュアルハラスメント											
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント											
パワーハラスメント											
その他											
計			0							0	0

(2) 完結事案一覧表

ア 県分

事案名等	要 求 者	当 局	要求の内容	完結年月日	判 定
令和7(措)第1号	県職員	知事	勤務環境の改善	令和7年12月18日	取下げ

イ 市町村等からの受託分

なし

2 不利益処分に関する審査請求

この制度は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から審査請求があった場合に、当委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分を適法かつ妥当と認めたときは、これを承認し、処分の量定が不適當であると判断したときは、処分を修正し、違法又は著しく不適當であるとするときは、処分を取り消し、更に必要があれば、是正措置を指示する救済方法である（地方公務員法第49条～第51条の2）。

令和7年度の審査請求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分

区 分		係属件数			処 理 件 数							翌年度への繰越 (A)-(B)
		前年度の繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)	
								処分取消	処分修正	処分承認		
分限処分	降給											
	降任											
	休職											
	免職											
懲戒処分	戒告											
	減給											
	停職	1		1		1				1	0	
	免職		1	1	1					1	0	
転任												
その他												
計		1	1	2	1	1					2	0
再 審				0							0	0

イ 市町村等からの受託分

区 分		係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
		前年度からの繰越	新 規 申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
								処分取消	処分修正	処分承認		
分限処分	降給											
	降任											
	休職											
	免職											
懲戒処分	戒告											
	減給		1	1							0	1
	停職											
	免職		1	1							0	1
転任												
その他												
計			2	2							0	2
再 審				0							0	0

(2) 完結事案一覧表

ア 県分

事案名等	請 求 者	処 分 者	処分の内容	完結年月日	判 定
令和7年5月13日付け 審査請求	公立学校職員	県教育委員会	免職	令和7年7月2日	却下
令和6(審)第2号	警察職員	県警察本部長	停職3月	令和8年3月12日	取下げ

イ 市町村等からの受託分 なし

3 公平審査関係規則の制定・改廃状況

令和7年度は公平審査関係の人事委員会規則の制定・改廃はなかった。

第9 人事行政相談業務

1 人事行政相談業務の概要

人事行政相談は、人事行政に関する職員の悩みに対して人事行政相談員が相談に応じ、職員への助言、関係当事者への調査・伝達等を行う制度であり、平成17年4月1日より実施している。

2 人事行政相談の状況

令和7年度の相談の状況は次のとおりである。

(1) 職員の所属団体別相談状況

(単位：件)	
所属団体	相談件数
県	14
市 町 村	25
一部事務組合	5
不明（匿名相談等）	0
合 計	44

(2) 相談内容、相談方法別相談状況

相談内容		相談方法		面接	電話	手紙	F A X	メール	計
給	与			3				1	4
旅	費								
勤	務	時	間		2			2	4
休			暇		4			1	5
執	務	環	境		1				1
厚	生	福	利						
服			務		2				2
転			任			1		2	3
任			用		9				9
人	事	評	価						
セ	ク	ハ	ラ		1				1
育児等又は介護に関するハラスメント									
パ	ワ	ハ	ラ	2	8	1		1	12
いじめ・嫌がらせ					2				2
その他								1	1
合 計				2	32	2	0	8	44

(3) 相談内容、処理状況別相談状況

(単位：件)											
相談内容	処理状況	制度の説明	助言	当局へ伝達	調査	指導	話し合い	あつせん	打ち切り	その他	計
給与		2	2								4
旅費											0
勤務時間			3	1							4
休暇		1	4								5
執務環境			1								1
厚生福利											0
服務			1	1							2
転任		3									3
任用		3	5	1							9
人事評価											0
セクハラ			1								1
育児等又は介護に関するハラスメント											0
パワハラ		2	7	2						1	12
いじめ・嫌がらせ			2								2
その他		1									1
合計		12	26	5	0	0	0	0	0	1	44

第10 職員団体関係業務

1 職員団体の登録の状況

職員団体の登録は、地方公務員法第53条の規定に基づき、職員団体が一定の要件を備えかつ自主的、民主的に組織されていることを人事委員会が確認し、公証する制度である。

職員団体の新たな登録や、職員団体の規約若しくは職員団体登録申請書の記載事項に変更があった場合又は解散した場合には、職員団体の登録に関する条例(昭和41年福島県条例第25号)第2条及び第4条の規定により、人事委員会にその旨を届け出なければならないとされている。

令和7年度に変更登録した職員団体は、次のとおりである。

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	登 録 内 容 等
自治労福島県職員労働組合	令和7年4月7日	規約及び役員の変更
自治労古殿町職員労働組合	令和7年4月11日	役員の変更
白河地方広域市町村圏整備組合	令和7年4月11日	役員の変更
福島県立高等学校教職員組合	令和7年4月11日	役員の変更
福島県教職員組合	令和7年4月11日	役員の変更
福島県高等学校教職員組合	令和7年4月25日	役員及び事務所の所在地の変更
南会津地方広域市町村圏組合職員労働組合	令和7年6月26日	規約の変更
自治労相馬市職員労働組合	令和7年7月8日	役員の変更
只見町職員労働組合	令和7年7月11日	役員の変更
石川町役場職員組合	令和7年9月10日	役員の変更
平田村職員労働組合	令和7年9月29日	役員の変更
自治労猪苗代町職員労働組合	令和7年10月7日	役員の変更
二本松市職員労働組合	令和7年10月7日	役員の変更
自治労塙町職員労働組合	令和7年10月20日	役員の変更
浅川町職員労働組合	令和7年10月23日	役員の変更
自治労南相馬市職員労働組合	令和7年12月2日	役員の変更
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	令和7年12月2日	役員の変更
金山町職員組合	令和7年12月2日	役員の変更
富岡町職員労働組合	令和7年12月8日	役員の変更
自治労東白衛生職員労働組合	令和7年12月9日	役員の変更
自治労須賀川市職員労働組合	令和7年12月11日	役員の変更
自治労檜葉町職員労働組合	令和7年12月15日	役員の変更
自治労飯舘村職員労働組合	令和7年12月16日	役員の変更
自治労大玉村職員労働組合	令和7年12月16日	役員の変更
自治労会津坂下町職員労働組合	令和7年12月16日	規約及び役員の変更
自治労広野町職員組合	令和7年12月18日	役員の変更
下郷町職員労働組合	令和8年1月5日	役員の変更
自治労川俣町職員労働組合	令和8年1月5日	規約及び役員の変更
自治労南会津町職員労働組合	令和8年1月7日	役員の変更
自治労浪江町職員組合	令和8年1月15日	規約及び役員の変更
自治労伊達市職員労働組合	令和8年1月19日	役員の変更
自治労双葉町職員組合	令和8年1月27日	役員の変更
泉崎村職員労働組合	令和8年1月27日	役員の変更
自治労桑折町職員労働組合	令和8年1月28日	役員の変更
自治労国見町職員労働組合	令和8年1月29日	役員の変更
大熊町職員労働組合	令和8年2月2日	役員の変更
矢吹町職員労働組合	令和8年2月19日	役員の変更

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	登 録 内 容 等
玉川村職員労働組合	令和8年2月24日	役員の変更
自治労新地町職員労働組合	令和8年3月4日	役員の変更
西会津町職員組合	令和8年3月5日	役員の変更
自治労矢祭町職員労働組合	令和8年3月5日	役員の変更
天栄村職員労働組合	令和8年3月11日	役員の変更
自治労二本松市職員労働組合	令和8年3月11日	役員の変更
自治労東白衛生職員労働組合	令和8年3月12日	役員の変更
自治労湯川村職員労働組合	令和8年3月12日	役員の変更
自治労鏡石町職員労働組合	令和8年3月12日	役員の変更
自治労喜多方市職員労働組合	令和8年3月16日	規約及び役員の変更
福島県学校事務労働組合	令和8年3月18日	役員の変更
中島村職員労働組合	令和8年3月18日	役員の変更

なお、令和7年度末現在で登録を行っている職員団体は、次のとおりである。

※自治労相馬市職員労働組合の登録年月日は、設立当時の書類が消失しているため不明である。

職 員 団 体 名	登録年月日	法人格の有無	備 考
自治労南相馬市職員労働組合	昭41.9.17	無	H20.4.1から公平委員会事務を受託
自治労福島県職員労働組合	41.11.11	有	
福島県高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県立高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県教職員組合	41.11.11	〃	
自治労須賀川市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労喜多方市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労相馬市職員労働組合	※	無	H13.4.1から公平委員会事務を受託
二本松市職員労働組合	42.1.21	有	
自治労川俣町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労二本松市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労本宮市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労南会津町職員労働組合	42.1.21	〃	
下郷町職員労働組合	42.1.21	〃	
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労猪苗代町職員労働組合	42.1.21	〃	
西会津町職員組合	42.1.21	〃	
自治労会津坂下町職員労働組合	42.1.21	〃	
金山町職員組合	42.1.21	〃	
自治労塙町職員労働組合	42.1.21	〃	
石川町役場職員組合	42.1.21	〃	
浅川町職員組合	42.1.21	無	
自治労古殿町職員労働組合	42.1.21	〃	
小野町職員労働組合	42.1.21	有	
自治労檜葉町職員労働組合	42.1.21	〃	
富岡町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労大玉村職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労湯川村職員労働組合	42.1.21	〃	
玉川村職員労働組合	42.1.21	〃	

職 員 団 体 名	登録年月日	法人格の有無	備 考
平 田 村 職 員 組 合	42. 1. 21	有	
自 治 労 浪 江 町 職 員 組 合	42. 2. 10	〃	
自 治 労 新 地 町 職 員 労 働 組 合	42. 2. 10	〃	
大 熊 町 職 員 労 働 組 合	42. 2. 10	〃	
天 栄 村 職 員 組 合	42. 2. 28	〃	
只 見 町 職 員 労 働 組 合	42. 3. 28	〃	
自 治 労 鏡 石 町 職 員 労 働 組 合	42. 5. 30	〃	
自 治 労 双 葉 町 職 員 組 合	42. 6. 20	〃	
自 治 労 飯 舘 村 職 員 労 働 組 合	42. 6. 29	〃	
自 治 労 葛 尾 村 職 員 組 合	42. 8. 5	無	
自 治 労 棚 倉 町 職 員 労 働 組 合	42. 10. 6	有	
自 治 労 東 白 衛 生 職 員 労 働 組 合	43. 12. 21	〃	
自 治 労 国 見 町 職 員 労 働 組 合	48. 3. 7	〃	
自 治 労 伊 達 市 職 員 労 働 組 合	48. 4. 20	〃	
泉 崎 村 職 員 労 働 組 合	48. 7. 30	〃	
川 内 村 職 員 労 働 組 合	48. 11. 12	〃	
自 治 労 桑 折 町 職 員 労 働 組 合	48. 11. 12	〃	
自 治 労 矢 祭 町 職 員 組 合	49. 7. 8	〃	
中 島 村 職 員 労 働 組 合	49. 8. 5	〃	
伊達地方衛生処理組合職員労働組合	49. 10. 3	〃	
自 治 労 西 郷 村 職 員 労 働 組 合	50. 2. 15	〃	
自 治 労 柳 津 町 職 員 労 働 組 合	50. 6. 21	〃	
自治労白河地方広域市町村圏整備組合職員労働組合	51. 2. 16	〃	
南会津地方環境衛生組合職員労働組合	52. 10. 13	〃	
自 治 労 会 津 美 里 町 職 員 労 働 組 合	63. 3. 7	無	
自 治 労 広 野 町 職 員 組 合	平 2. 2. 28	〃	
福 島 県 学 校 事 務 労 働 組 合	4. 6. 20	有	
矢 吹 町 職 員 労 働 組 合	30. 11. 28	無	
I R I S 福 島	令 6. 12. 18	〃	
計 58 団体		49 団体	

2 管理職員等の範囲を定める規則の改正

地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、「県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」及び「県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」を定めているが、令和7年度の改正等は次のとおりである。

(1) 県職員関係

行政組織の改正等により機関及び職の改廃等があったので、規則の一部改正（令和7年福島県人事委員会規則第10号）を行った。その結果、管理職員等の範囲は、次のとおりである。

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 次長 課長 局主幹 総務課長補佐 秘書係長
知事部局（出納局を含む。） 本 庁 機 関	危機管理監 部長 出納局長 風評・風化戦略担当理事 原子力 損害対策担当理事 理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交流局長 技監 政策監 知事公室長 福 島イノベーション・コースト構想推進監 カーボンニュートラル 推進監 環境回復推進監 再生可能エネルギー産業推進監 食産 業振興監 部次長 出納局次長 避難地域復興局次長 文化スポ ーツ局次長 こども未来局次長 観光交流局次長 部参事 課長 室長 空港利活用担当課長 部主幹 局主幹 企画主幹 総括主 幹 知事公室秘書課の副課長及び主任主査 同課の主査、副主査 及び主事（知事又は副知事と行動を共にする者に限る。） 同室 政策調査課の主幹及び副課長 財務総室財政課の主幹、副課長及 び主任主査 人事総室の副課長 同総室に置かれる課（職員業務課 を除く。）に置かれる主任主査及び主査並びに人事又は給与につ いての企画立案担当の副主査及び主事 文書管財総室文書法務課 の法令審査担当の主幹及び主任主査 企画調整総室企画調整課の 企画調整担当の主幹 同総室復興・総合計画課の計画調整担当の 主幹 出納局出納総務課の公金管理担当の主幹
出 先 機 関	
地 方 振 興 局	局長 次長 部長 室長 副部長 副室長
東 京 事 務 所	所長 次長 課長
大 阪 事 務 所	所長 次長
北 海 道 事 務 所	所長 次長
名 古 屋 事 務 所	所長
消 防 防 災 航 空 セ ン タ ー	所長
消 防 学 校	校長 副校長
ふ た ば 復 興 事 務 所	所長 次長
環 境 創 造 セ ン タ ー	所長 副所長 部長 環境放射線センター所長 支所長
只 見 線 管 理 事 務 所	所長
保 健 福 祉 事 務 所	所長 副所長 部長 出張所長
児 童 相 談 所	所長 次長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長 次長
動 物 愛 護 セ ン タ ー	所長 次長
障がい者総合福祉センター	所長 次長
福 島 学 園	園長 副学園長

機 関	職
大 笹 生 学 園	園長 次長
総 合 療 育 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長 診療相談部長 看護部長
女性のための相談支援センター	所長 次長
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	所長 次長
衛 生 研 究 所	所長 副所長
計 量 検 定 所	所長 次長
テ ク ノ ア カ デ ミ ー	校長 副校長
ハ イ テ ク プ ラ ザ	所長 副所長 技術支援センター所長
農 林 事 務 所	所長 次長 部長 副部長 農業普及所長 農業普及所次長 林業指導所長
水 産 事 務 所	所長 次長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長 次長
農 業 総 合 セ ン タ ー	所長 副所長 事務部長 部（室）長 研究所長 研究所副所長 浜地域農業再生研究センター所長 研究所分場長 農業短期大学 校長 農業短期大学校副校長
林 業 研 究 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長
水産海洋研究センター	所長 副所長 事務長 いわき丸船長
水 産 資 源 研 究 所	所長 副所長 事務長
内 水 面 水 産 試 験 場	場長 事務長
建 設 事 務 所	所長 次長 総務部長（県北建設事務所、県中建設事務所、会津若松建設事務所及びいわき建設事務所に置かれるものに限る。）
土 木 事 務 所	所長
あぶくま高原道路管理事務所	所長
大峠・日中総合管理事務所	所長
鮫川水系ダム管理事務所	所長
港 湾 建 設 事 務 所	所長 次長
福 島 空 港 事 務 所	所長 次長
流 域 下 水 道 建 設 事 務 所	所長 次長
教 育 委 員 会	
教 育 庁	理事 政策監 教育次長 県立高校改革監 庁参事 課長 室長 庁主幹 企画主幹 教育総務課の人事担当の副課長、主任主査及び主査 同課の人事についての企画立案担当の副主査及び主事 職員課の人事担当の主幹、副課長、主任主査、主任管理主事、主査及び管理主事 同課の人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び主事 義務教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 高校教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 特別支援教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事
教 育 事 務 所	所長 次長 学校教育課長 主任管理主事 管理主事
教 育 セ ン タ ー	所長 次長 部長
特 別 支 援 教 育 セ ン タ ー	所長 事務長
図 書 館	館長 副館長 企画管理部長
美 術 館	館長 副館長 事務長
博 物 館	館長 副館長 事務長
県 立 学 校	校長 副校長 教頭 事務長 福島丸船長

機 関	職
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	事務局長
人 事 委 員 会 事 務 局	事務局長 事務局次長 課長 副課長 主任主査 主査
監 査 委 員 事 務 局	事務局長 次長 課長 監査参事 副課長
労 働 委 員 会 事 務 局	事務局長 事務局次長 課長 副課長
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局	事務局長

備考 1 この表に掲げる職は、法令にその定めのあるものについては、それによるほか、それぞれ組織に関する規則等の定めるところによるものとする。

2 この表において「部次長」とは、福島県行政組織規則（平成15年福島県規則第24号）第22条の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。

3 この表において、次長、副部長、副所長、副学園長、副校長、研究所副所長、農業短期大学校副校長、副場長、副館長、教頭及び副課長（監査委員事務局に係るものに限る。）とは、これらの職にある者のうち人事又は労務を担当する者をいう。

(2) 公平事務委託団体関係

行政組織、職制の改正等に伴い、次の団体について規則の一部改正を行った。

○ 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

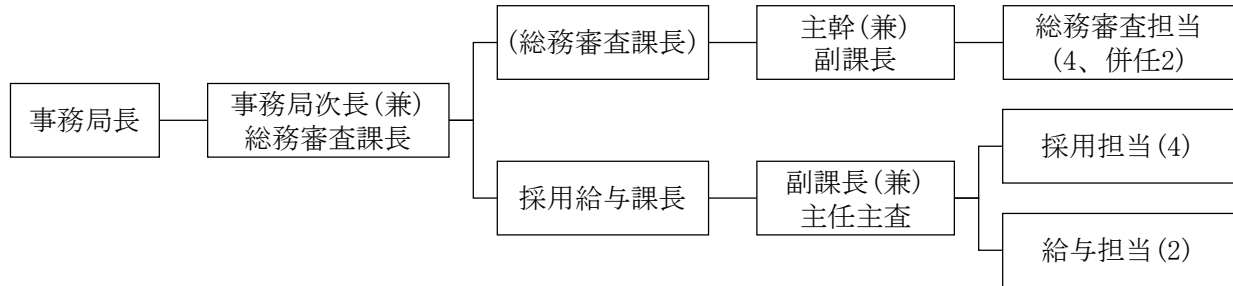
公布年月日	番号	施行年月日	改 正 団 体 名
7. 7. 1	第14号	7. 7. 1	田村市、南相馬市、本宮市、只見町、泉崎村、川内村、南会津地方環境衛生組合

第 11 そ の 他

1 事務局の組織及び分掌事務

事務局の組織及び分掌事務は、次のとおりである。

(1) 組織及び職員数（令和 8 年 4 月 1 日現在）



職員数 15 名（併任 2 名を除く）

※括弧内は職員数。

(2) 分掌事務

区 分	分 掌 事 務
総務審査課	1 公印の管理に関すること。 2 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。 3 事務局職員の人事、給与、分限、懲戒、服務及び福利厚生に関すること。 4 予算、決算及び経理に関すること。 5 人事委員会の会議の運営に関すること。 6 職員の勤務条件に関すること。 7 公平審査に関すること。 8 人事行政相談に関すること。 9 職員の退職管理に関すること。 10 職員団体等の登録に関すること。 11 労働基準監督機関の職権に関すること。 12 その他他課の所管に属しない事務に関すること。
採用給与課	1 職員の競争試験及び選考に関すること。 2 職員の研修に関すること。 3 職員の人事評価に関すること。 4 定年制度に関すること。 5 職員の給与制度に関すること。 6 人事統計に関すること。

2 諸会議の開催状況

令和7年度の人事委員会関係の諸会議の開催状況は、次のとおりである。

開催年月日	全国人事委員会連合会	東北・北海道地区人事委員会協議会
7.5.9		委員長・事務局長会議（宮城県）
7.6.27	第133回総会（東京都）	
7.7.3～4	公平審査事務研修会（埼玉県）	
7.8.27		委員・事務局長合同会議（青森県）
7.9.4		給与事務会議（岩手県）
8.1.28		任用事務会議（山形県）
8.2.4		給与事務研修会（福島県）